

目次

序章	1～2
本章		
第 1 章	理念・目的.....	3～9
第 2 章	内部質保証.....	10～14
第 3 章	教育研究組織.....	15～17
第 4 章	教育課程・学習成果.....	18～32
第 5 章	学生の受け入れ.....	33～39
第 6 章	教員・教員組織.....	40～45
第 7 章	学生支援.....	46～59
第 8 章	教育研究等環境.....	60～73
第 9 章	社会連携・社会貢献.....	74～83
第 10 章	大学運営・財務.....	84～92
第 1 節	大学運営.....	84～88
第 2 節	財務.....	89～92

序章

2008年度に開設した本学は2013年度に大学評価の申請を行い、大学基準協会の認証評価を受け、「大学基準に適合している」と認定された。

認証評価で本学の長所として特記すべき事項として、次の2点が評価された。

「建学の理念」、「キリスト教学入門」、などの必修科目を開講し、宗教的な立場からの医療や看護について学修を深め、基本の心構えを養うとともに、1年次に「ヒューマンケアリング論Ⅰ」、2年次に事例を基に自らの看護実践を振り返る「ヒューマンケアリング論Ⅱ」、4年次に理論と実践を統合する「ヒューマンケアリング論Ⅲ」を順次配置し、キリスト教と看護学の概念を融合したヒューマンケアリングを身につけることができるよう配慮された教育課程・教育内容であること。

また、国立病院機構福岡東医療センターを主たる実習施設と連携し、実践教育のレベルの向上を図っており、大学からは種々の研修プログラムや看護研究指導の提供、実習施設からは実習指導者と実習指導教員との連携書による情報交換・相談・調整を実施していること。

しかし、大学設置基準上原則として必要な教授数が不足していること、活動等に対する適切性を検証するプロセスが明瞭でないこと、学修成果を評価するための評価指標の開発、運動施設等の利便性の向上、教員の研究時間確保や人事考査の必要性などが指摘された。

教授欠員の解消については「2015年度看護大学の人事方針及び計画」を策定し、2016年度には1名の教授採用が決定した。一方、この間、学生の主体的な学修姿勢を育成するためのカリキュラム内容の検討と、看護実践能力と臨床的判断力を養うためシミュレーション教育センターの設立に向けた準備、さらにはセンター設立に伴い既存の校舎の改修案の検討と、教職員が一体となってこれらのことに取り組んだ時期であった。国内外のシミュレーションセンターを見学し運営・管理等に関し情報収集を行い、これまで各領域で実習室を管理・運営していたのを共同で利用する実習室に変更していった。また、これまで学生からも要望が高かった食堂は177席から264席に、図書館の閲覧席は60席から116席に拡張され、視聴覚室、さらに、学生の自己学習室も新設された。また、教員の研究活動を推進するための共同研究室も確保し、共有する機器の準備に向けて検討している。

シミュレーション教育センターの立ち上げに伴い、各看護学領域が講義の中にシミュレーションを導入し、その効果を判定することや事前課題の提示など、学生の主体的な学修姿勢の涵養と臨床的判断能力や看護実践能力を向上させるための教育方法の改善に向けた努力が必要になってくる。それにともない、学生による授業評価の項目を検討し、学修時間を把握するようにし、シラバス等にも事前学習課題を提示する必要性やDP、CP、APの検討も重要になってきた。

2016年度は、これらの教育内容や方法、学修環境・研究環境の整備に伴い、学生の学修成果の測定や評価指標の開発、教員の教育力・研究能力の向上について、これらから継続的に点検・評価するための内部質保証の方針やシステム構築を議論してきた。

そして、毎年「自己点検・評価報告書」を作成することを自己点検・評価委員会で確認した。今後は、検証のためのプロセスを明らかにしながら大学自らが点検・評価を実践していくことが課題である。

第1章 理念・目的

【現行説明】

1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点
○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性
○大学の理念・目的の設定に関し、その歴史的経緯や思想的意義について深い理解を有しているか（大学独自の視点）

本学の教育理念（「キリスト教精神に基づき、人間の尊厳、倫理観を備えたヒューマンケアリング教育」、及び目的（「キリスト教に基づく福岡女学院創立の精神に則り、看護・保健医療分野の専門知識と技術を教授・研究し、あわせて豊かな教養と人間性を兼ね備えて、地域医療への寄与、人々の活力向上に貢献する看護・保健医療専門職の女性を育成すること」）については、前回評価においても、学則に明示されている通り「大学の目指すべき方向性は、看護教育の理念・目的として明確に示されている」と評価されている。その一方で前回評価では、理念・目的の具現化の活動は行っても「理念・目的そのものの検証が行われているとはいいがたい」として「責任主体・組織、権限、手続きを明確にした検証体制を整備すること」が求められた。

そもそもキリスト教学校にとって、そのよって立つ理念たるキリスト教が適切であるかどうかの「検証」とは、すなわちそれぞれの時代と社会状況の中で、キリスト教精神がいかなる意味を持つかを問うことに他ならない。創立以来の歴史を通じて本学院は、キリスト教精神を明確に「堅持」することを基本姿勢としてきた。これは特にキリスト教主義という本学院の「理念・目的そのもの」が文部省（当時）により問題視された戦時中の国家弾圧という困難な経験を通して確認されてきた姿勢であり、戦後はさらにこれを平和世界のための不変の礎と位置づけて教育活動を行ってきた。前回報告書で、「理念・目的について定期的検証をすることはなく、理念・目的の具現に努力してきた」とし、今後の課題はその「遵守が大切であり、点検すべきは、理念・目的が実際に実行され、実現しているか、また時代のニーズに合うように運用されているかである(p.5)」と述べている背景には、学院がもつこうした特殊な歴史的経緯が存在している。したがって前回評価の上記指摘は、前回報告書記述の背景にあるこうした歴史的経緯とその意味が評価者に十分に知らされていないことによると思われる。

また『第3期認証評価における大学評価の実施ガイド』には「大学はその理念・目的を実現するために社会の変化等を考慮しながら大学として将来を見据えた計画その他諸施策を作成し、必要に応じてこれを見直す必要がある(p.39,47)」とあり、ここで見直すべきとされているのは「理念・目的そのもの」よりそれを実現するための「計画その他諸施策」

である。よって指摘は、その理念・目的がもつ歴史的背景と思想的な意味とが、実際に教職員・学生および社会の中で十分に理解され共有されているか、の検証を求めているものと解釈して、次項以降において具体的に検証する。

2. 大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点
○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科または専攻ごとの設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知・公表

理念・目的についての具体的な周知活動については前回報告項目に準じて、以下に報告する。

1) 教職員への周知

前回報告された、「新任教職員オリエンテーション」における建学の理念と教育目的についての理事長・院長・学長等からの説明、「入学式」「卒業式」「創立記念式」等における建学の理念や学院の歴史等についての講話、FD 研修会における理念・目的についての研修会、さらに毎日のチャペル礼拝への教職員の出席奨励と講話担当とは、すべて滞ることなく継続されている。とくにチャペル礼拝やボランティア活動などキリスト教に関わる活動への教職員の参加・協力は近年増加充実してきており、これらの具体的な活動を通して、理解が深められているものと期待されている。加えて、看護大学全教職員を対象とした「看護大学教職員キリスト教研修会」を宗教部委員会とFD委員会との共催の形で実施しており(2014.8/19)、創立130年周年に当たる2015年度には学院全体でのキリスト教研修会に参加した(2015.8/17)。また学院行事として「学院キリスト教教育フォーラム」が毎年実施されており(2014.7/26,2015.7/25,2016.9/24)、これも看護大学FD研修の一貫と位置づけて教員全員が参加している。外部研修の機会として『キリスト教学校教育同盟』西南地区主催の「新任教員オリエンテーション及び夏期学校」にも出席を奨励し、毎年新任教員と希望者教員が参加している(2014.7/31-8/1 福岡,2015.8/3-4 熊本,2016.8/18-19 長崎)。また『キリスト教学校教育同盟』内に2015年度に新設された「キリスト教看護教育推進会議」へ教員を派遣し(第1回2015.11/28 同志社女子大,第2回2016.11/19 聖路加国際大)、『キリスト者医科連盟』総会(第68回2016.8/19-21 唐津)には、有志の教員と学生が参加している。こうした機会を通してさらに理解が深められるものと期待される。

2) 学生への周知

前回報告した、入学希望者とその保護者向けの情報である「大学案内 College Guide」および「ホームページ」、「オープンキャンパス」におけるチャペル礼拝と説明、入学

後の「CAMPUS LIFE SYLLABUS」、「福岡女学院 125 年史」の全員配布、更に毎日の「チャペル礼拝」、「入学式」、「卒業式」、3 年次実習前の「ステューデントナース認証式」、「創立記念式」、「メサイアコンサート」、さらには「キリスト教学入門」「キリスト教の歴史と倫理」「建学の理念」の講義科目などは、すべてその後も継続実施されている。チャペル礼拝では春と秋にそれぞれ特別週間「ミッションウイーク」を設定し、春は創立記念週間として(2014.5/12-17,2015.5/11-16,2016.5/16-20)、秋はキリスト教を考える週間として(2014.10/20-24,2015.10/19-23,2016.10/17-21)、それぞれ通常より時間を延長し、ゲスト講師を招いたチャペル礼拝を行っている。加えて4年生は国家試験前に「国家試験受験前礼拝」を、卒業式に先立って「卒業礼拝」をそれぞれ守っている。また宗教部委員会が休暇中に希望者を募って行う「スタディツアー」は社会的に重要なテーマを設定して、充実した研修を行っている(2014.8/8-9 唐津:原子力発電所,2015.8/21-23 沖縄:沖縄戦と基地,2016.8/10-11 広島:原爆と平和)。またクリスマス時期には、ホームレス支援活動への学生参加(NPO 法人「福岡おにぎりの会」主催:毎金曜夜)や近隣病院(福津市:宮城病院 2014.12/11,2015.12/18,2016.12/12)の入院者を学生が訪問する「クリスマスキャロリング」を行った。さらに学生・教職員にクリスマス献金を呼びかけ、集まった献金を複数の福祉団体や被災地支援のために送っている。

これに加えるべき近年の成果としては、ホームページおよびグループウェアによる周知活動の充実が上げられる。ホームページについては担当者により常時更新がなされるようになり、また NUCCS などの学内グループウェアの整備によって、チャペル礼拝やボランティア活動についての情報が学生と教職員間でより共有されやすくなった。とくに学生のボランティア活動参加は当該サークル活動の活性化と教職員の積極的な関与によってさらに充実しつつあり、これら実践的な活動を通してさらに深い理解を得られるものと期待される。こうした活動の効果を数値化することは性質上容易ではないが、例えば 2016 年度末に卒業前の 4 年生を対象に行ったアンケート結果によってある程度知ることができる。

これによると、ほぼ全員の学生から回答があり、「チャペルの経験は今後のあなたの人生に意味があると思いますか?」との設問に、「そう思う 7%」、「どちらかといえばそう思う 66%」、「どちらかといえばそう思わない 23%」、「そうは思わない 4%」という結果であった。この結果は異なる学年や年度でも傾向にあまり差異がなく、おおむね 7~8 割が肯定的、2~3 割が否定的である。ただ否定的な回答をした学生でも、改善のための提案を問う設問には記述している者もいた。「今後のチャペルはどうすべきだと思いますか?」との設問には、「今まで通り継続すべき 52%」、「継続するも削減すべき 48%」に対して、「廃止すべき 0%」であった。この結果から、多くの学生が意義を感じていることは明らかである上、それ以外の学生にも潜在的な期待があることが伺われ、今後更なる活動の充実が図られるべきである。

3) 一般社会への周知

前回報告がなされた福岡女学院時報「MISSION」および同窓会誌「ぶどう」における情報発信は継続的に行われている。一般社会へのさらなる周知に関して、直接的

に効果が大きなものと考えられるのは、上述のようにホームページ等の充実である。常時更新によって常に最新情報が配信されることにより、閲覧回数が確実に向上している。入試面接などでも、受験生がホームページを頻繁に閲覧していることが分かる場面がしばしば見られる。しかも内容は受験生向けのいわゆる入試情報だけでなく、チャペルやキリスト教行事の実施内容に関する情報なども頻繁に発信されており、大学の理念・目的に関わる情報も豊富である点は特筆されるべきであろう。また一般市民を対象として毎年大学行事として開催されている「夏季公開講座」(2014.6/21,2015.6/20,2016.6/18) および「秋季公開講座」(2014.10/19,2015.10/18,2016.10/16)や、母子領域看護教員による自主的公開講座「すこやか教室」(随時開催)などの社会貢献活動も、地域住民や福祉関係者など地域社会コミュニティへ向けて、大学理念を浸透させる大きな機会となっている。今後は立地自治体である古賀市との連携事業によって、地域自治体への理念浸透の可能性も指摘できる。また、今後新設される予定の「シミュレーションセンター」の学外を対象にした活用を通して、医療・看護界への情報発信を行うことが出来るものと期待される。

3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた計画その他諸施策を設定しているか。

評価の視点
○将来を見据えた計画その他諸施策の設定

前回報告書にも報告された国立病院機構病院(NHO)との連携については、相互の人事交流、臨床教授制度による病態疾病論授業などが継続されており、その後も卒業生の多くが国立病院機構病院に就職していることにより、その成果が証明されている。福岡圏内の国立病院機構(NHO)病院に就職した卒業生数は、それぞれ2014年度32名、2015年28名、2016年度26名であり、同機構による看護師採用者総数が減少する中でも、常に4分の一以上の卒業生が就職している。この連携は将来にわたって継続される。

新たな将来を見据えた計画として2016年に、開学10周年を期した事業が立ち上げられた。すなわち敷地内に新校舎となる10周年記念館(2号館)を建設し、演習・実習教育施設として九州初となる「シミュレーションセンター」を設置する。これは病棟、手術室、産室などに似せた部屋とコンピュータ内蔵のモデル人形が備わった模擬病院施設であるが、より現場に即した将来の看護教育の方向性をリードする先端的教育施設である。「キリスト教の愛の精神に基づき真に人に優しく、広く社会に貢献できる、高い専門性を身に付けた看護職者を育成する」という本学の目的を実現するため、「キリスト教精神」理念に基づきつつ、それといわば車の両輪のごとく求められる、「高い専門性」の育成を可能とする計画と諸施策が実行される予定である。

【長所・特色】

理念・目的の学生・教職員・社会への周知に関して、即時的に最も有意義な効果が期待されるものは、やはりウェブサイトやグループウェアなどのオンライン情報の充実であると思われる。上述のようにホームページについては担当者により常時更新がなされ、受験生向けのいわゆる入試情報だけではなく、チャペルやキリスト教行事の実施内容など大学の理念・目的に関わる情報も豊富である。特にチャペル礼拝に関しては、開催日、題目、聖書、担当者などの詳しい情報がいつでもアクセス可能であり、更に学内グループウェアによれば各回チャペルの録音および録画が視聴可能となっており、この面での情報発信量は他に例を見ないほど豊富であると言える。

一方、理念などを深く理解するためには、単なる電子情報の配信のみでは足りない部分があり、突き詰めれば、教育の基本たる人格的な交流を経ずしては成り立ちえないものである。そのために毎日行われるチャペル礼拝やさまざまな学校行事・宗教行事など、学生同士、学生と教職員の人格的交流の場を設定しているのは、マスプロ化して久しい大学などわが国高等教育機関においては顕著な独自性を有しているものと自負する。これをさらに充実させるべく、学生が自ら主体的にこれら行事を実施するような体制作りが整備されつつある。例えば各学年から宗教部委員を選任し、自らチャペル礼拝を企画・担当するなどが計画されている。今後はこれまで不足がちであった宗教部担当事務職による支援体制の整備により、より充実した教育活動の展開が期待される。

前回報告書において「キリスト教に基づくヒューマンケアリングというコンセプトは、短期間では可視的な効果として認知され難い面」があり、「その後の長い人生を通して活かされるもの」としているが、良好な就職状況や実習先における「高評価」にその一端が表れていると認識している。この傾向はその後も維持され、とくに就職先での「高評価」が報告されている。その評価内容は、主に接遇や態度など人格的側面が主たる場合がほとんどであり、まさに本学の理念・目的に直接関する成果と云うべきである。

【問題点】

理念・目的を実現する上で最も基本的な問題は、まず教育の直接に担い手である教職員間において、いかに理念を共有できるかである。これは、キリスト教という個人の信仰の領域と深く関わる側面を有している為、常に問題とされてきた。しかし、教職員個人の信仰の自由を保障しつつ、教育理念としてのキリスト教主義について共通理解を形成することは、決して不可能ではない。例えば「基本的人権」「平和主義」「国民主権」などの憲法理念に基づいたわが国の戦後教育理念は、西欧のキリスト教的思想背景をもつが、すでに普遍的な価値観を形成しており、何らかの特殊な思想を有しない限り教職員の間で共有できるものとなっている。また各教員が実際にチャペル講話を担当することを通して、改めて理念に対する理解を深めている面があり、今後も

教職員によるチャペル担当は継続し、さらに拡充していく必要がある。

その上で、単に理念を宣言するだけでなく、その理念をいかに深化し実質化するかが課題である。特に理念を題目に終わらせずに実質化するためには、理念を自分の問題としてとらえる「当事者意識」の醸成が必要になる。そのために従来より教職員対象の研修会開催が試みられ、上述のように「看護大学教職員キリスト教研修会」、創立130年に当たる2015年には学院全体での研修会も開かれている。しかしここでも学生と同様により人格的な交流を通じての学びが不可欠であるという側面があり、そのために宗教主事など宗教教育責任者による教員を対象とした自主的な学習会の開催などが今後の展開として期待される。

【全体のまとめ】

大学基準で求められている理念・目的の明確化と公表、その実現に向けた計画その他諸施策の明確化については、以上のようにおおむね実施されている。本学の個性であるキリスト教主義に関しても、いわゆる宗教的独善を廃したより普遍的な価値観を重視する姿勢を堅持しており、これらは学生の深い「知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ものになると確信する。そのための組織・制度の整備はなお今後も継続して必要とされるが、現在までの方向性を更に前進させることが望まれる。

一方、検証体制のさらなる整備が求められる。本学においては運営会議・教授会および自己点検評価委員会が検証する主体となると思われるが、具体的にどのような検証体制として強化するかは課題である。例えば、理念・目的という大学の根幹について評価が問われている本章だが、記述は自己点検評価委員会の内たまたま担当となった者が諸資料を参照しつつ行っており、適正な自己点検評価主体と叫ぶかどうか、課題が残る。

また、たとえ理念・目的そのものを検証してもそれだけでは机上の空論であり、その検証結果をいかに実効に移せるかが本質的課題である。理想的な理念を掲げているだけに「言うは易し、行うは難し」であり、そうした実際的な側面からのより厳正な検証が必要となる。社会の変化を考慮しつつ、「必要に応じてこれ（計画等）を見直す」ことも想定される。

またこうした計画等は、その自律的活動を担保できる組織・財政の基盤が不可欠であり、その体制整備の責務を負っている理事会との共通認識の形成と連携が必要となる。こうした連絡体制は未整備であり、今後はこの経営サイドと教学サイドの連携体制整備が求められる。

【資料一覧】

学校法人福岡女学院寄付行為

福岡女学院看護大学学則

College Guide 2015,2016

入学案内 2017

CAMPUS LIFE SYLLABUS 2014, 2015, 2016

福岡女学院要覧 2014, 2015, 2016

福岡女学院 120 年史

福岡女学院 125 年史

福岡女学院時報「MISSION」

同窓会誌「ぶどう」

福岡女学院看護大学 点検・評価報告書（2013 年 1 月）

福岡女学院看護大学 宗教部委員会報告(2014 年度,2015 年度,2016 年度)

福岡女学院看護大学 2016 年度 進路ガイドブック

福岡女学院看護大学 公式ホームページ

福岡女学院看護大学学内グループウェア NUCCS

第2章 内部質保証

【現行説明】

1. 内部質保証のための全学的な方針と手続きとを明示しているか。

評価の視点
<p>○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続きの設定とその明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学としての内部質保証の目的 ・ 内部質保証の推進委責任を負う全学的な組織の役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科のその他の組織との役割分担 ・ 教育の企画・設計、運営、検証及び改善の行動指針（P D C Aサイクルの運用プロセスなど）

本学の内部質保証のための全学的な方針と手続きについては、文字として明示されていないものの、「自己点検・評価委員会」の目的である「教育研究水準の向上を図り、本学の建学目的及び社会的使命を達成する」という目的のもと、本学における教育研究活動及び管理運営等の状況について2016年より毎年、自ら点検・評価を実施することを自己点検・評価委員会で決定している。

2. 内部質保証の推進責任を負う全学的な体制を整備しているか

評価の視点
<p>○内部質保証の推進の責任を負う全学的な組織の整備</p> <p>○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成</p>

自己点検・評価を毎年遂行していくために、「自己点検・評価委員会」が中心となって点検・評価を行ってきた。自己点検・評価委員会では、自己点検・評価の基本方針及び実施基準の策定に関する事項、点検・評価の実施と結果、改善点などを取りまとめ、運営会議及び学長へ報告することなどを審議している。

構成委員は学部長、宗教部長、メディア情報図書センター長、教務部長、学生部長事務部長、その他委員長が必要と認めた者によって構成され、主に各委員会の委員長が参加している（根拠資料2-1）。

2014年度と2015年度には各委員会に1年間の活動報告とその評価を依頼し、「自己点検・評価委員会」に提出してもらい、各委員会の活動に対する点検・評価をおこなってきた（根拠資料2-2）。しかし、2016年からは、内部質保証に関する学習会を行い、本学が実施する点検・評価の内容とそれを検証するシステムについて検討し、組織体制やフィードバックシステムの整備に向けた展開を行うことを決定し、2014年度から2016年度の「自己点検・評価報告書」を作成し、以後毎年評価・点検することになっている。

3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点
○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
○行政機関及び認証評価機関からの指摘事項（設置計画履行状況調査等）に対する適切な対応
○点検・評価における客観性、妥当性の確保

授業レベルでは、毎年、学生による授業評価を前期・後期の2回実施している。学生の授業評価の分析結果から、教員の授業評価に対する評価は高いものの、授業に対する学生自身の自己評価では予習・復習への取り組みに対する評価は低く、予習・復習に費やす時間は少ないと評価している（根拠資料2-3）。

2016年度には、これまで実施していなかった実習科目に対する授業評価の導入にむけた検討を行い2017年度から本学のオンラインシステム(コースパワー)を利用し実施する予定である。また、学生の予習・復習に対する時間を把握するため、学習時間を入力できるように評価項目を変更している。

また、学生による授業評価の結果を学生にフィードバックするためフォーマットの形式を検討し、図書館で学生が閲覧できるように決定した（根拠資料2-4）。

一方、2013年度までは、学生の授業評価の結果を教員各自が活用し、授業改善につなげるため、学生の授業評価に対する教員の自己評価と授業改善に関する報告書を学部長へ提出していたが、2014年度からは報告書の提出に変わり、授業時間の中で教員が改善を図る取り組みを説明する方法に変更になった。

プログラムレベルでは、各委員会が毎年、1年間の活動結果の報告を学部長に提出してきた。その内容を踏まえて、各委員会が自ら実施する自己点検・評価表（評価項目は19）を2014年度に作成している。評価内容は委員会の構成員（2項目）、委員会の開催（2項目）、年度目標及び活動計画（3項目）、委員会活動（10項目）、自己点検・評価（2項目）である。この評価表を「自己点検・評価委員会」に提出してもらい、各委員会の活動状況を評価してきた。しかし、その結果を各委員会へフィードバックする仕組みや大学として検討する場がないことから2016年度には一時中止となった。

学生の主体的な学修への取り組みに対する学習方略として、予習・復習をシラバスに記載することや、シミュレーション教育の導入により、学生の主体的な学習姿勢を育成することをカリキュラム検討委員会で検討し（根拠資料2-5）、2015年度からカリキュラム改正に向けた検討やシミュレーション教育センターの設立準備につながっている。

大学レベルでは、本学の教育・研究活動および管理運営等に関する点検・評価を行うための組織として、IR組織の設置を本部へ要請し、2016年度に新たに設置される

ことになった。今後本部のIR組織と連携しながら、学内の教育・研究情報の適切な把握と分析を行い、自律的な改善改革を推進することとしている。

また、2014年度には4年次生を対象に「4年間の教育課程に関する卒業時アンケート」調査を実施し、4年間の教育課程に関する評価を行っている（根拠資料2-6）。

また、2013年度に大学基準協会より大学設置基準上、原則として必要な教授数が大学全体で2名不足していることを改善勧告している。2014年度に看護大学人事委員会において2015年度看護大学の人事方針及び計画を策定し2016年度に教授1名の採用を行い改善を図った。

4. 教育研究活動、自己点検・評価、その他の諸活動の取り組みを適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点
○教育情報、自己点検・評価結果、その他組織運営と諸活動の状況等の公表
○公表する情報の正確性、信頼性
○公表する情報の適切な更新

学校教育法施工規則第172条2および165条2にもとづき下記の情報をホームページ上に公表している。

I. 教育研究上の基礎的な情報

1. 学部・学科の名称及び教育研究上の目的
2. 専任教員数
3. 校地・校舎の施設、その他の学生の教育研究環境
4. 授業料、入学料、その他大学が徴収する費用

II. 修学上の情報

1. 教員組織、各教員が有する学位・業績
2. 入学者に関する受け入れ方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業生数、進学者数、就職者数
3. 授業科目、授業の方法及び内容ならびに年間の授業計画
4. 学習の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準
5. 学生の修学、進路選択及び心身の健康に係る支援
6. 教育研究上の目的に応じ、学生が修得すべき知識および能力に関する情報

III. 財務情報

IV. 社会貢献等

上記の他に、学びの特徴としてチャペル礼拝、シミュレーション教育センター、留学制度等、さらに臨地実習先情報や実習体験レポートなどの実習環境、クラブ・サークル紹介や本学学生が自慢したい内容、入試関連情報、ハラスメント防止に関する取り組み等の情報を公表し、随時更新している。

5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点
○全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性
○適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価
○点検・評価結果に基づく改善・向上

- 1) 学生の授業評価の結果から、学生の自己学習に費やす時間が少なく、受け身的な授業姿勢が目立った。今後は能動的な学修方略としてのアクティブラーニングの導入の必要性があり、2015年度からシミュレーションセンターの立ち上げに向けた準備が進められる方向が決められた。また、自己学習の時間を確保するためにも過密なカリキュラムを改善するための検討会へとつなげることができている。
- 2) 各委員会が行った1年間の活動目標や計画に対する自己評価をもとに、「自己点検・評価委員会」では、その評価を行い各委員会の目的意識的な活動を促進してきた。しかし、それらの報告書をもとに現状の分析と問題点の抽出を行うことが不十分なため委員会へのフィードバックが十分に行われていない。内部質保証に関する方針とそれに基づくシステムを構築した上で、各委員会において把握すべき情報や分析を求め委員会の目標・行動計画へと連動させることを優先するため、2016年度に内部質保証に関する方針、手続き、システム構築の議論を進めている。
- 3) 学生による授業評価の結果を学生にフィードバックすることになった。また、これまでは講義系科目が対象であったが、実習科目に対する授業評価も実施することになり、その分析結果を踏まえ、講義の質の向上や学生の主体性を向上させるための教育方法の工夫を、今後のシミュレーション教育のなかで活かしていく予定である。
- 4) 2014年度に実施した「4年間の教育課程に関する卒業時アンケート」において、学習や教育プログラム・授業等に関する満足度と要望、大学施設・設備やサポート体制に対する満足度や意見、進路に対する満足度等を調査した。その結果、授業や実習・教育プログラム、国家資格取得支援に対する満足度では、教員や臨地実習、看護についての専門的な知識や技術についての満足度は高いものの、カリキュラムの構成や内容、学習環境、時間割の組み方への不満が多かった。設備では食堂やサークルについての不満の割合が高く、アドバイザー制度や進路支援への満足度が高い結果であった。大学を辞めたいと考えたり、悩んだりしたことの有無では、2年次が最も高く、次いで1年次であった。これらの結果から、カリキュラム改正への検討とシミュレーション教育センターの設置、また、2号館に食堂を新設する等の改善につなげることができた。

【長所・特色】

1. 学生の授業評価の分析結果から、学生の予習・復習に取り組む姿勢が弱いことが明ら

かになり、主体性を育成する教育方法の改善への取り組みを強化するため、シミュレーション教育を各看護学領域で導入する機会となったり、過密な時間割を解消し、自己学習時間を確保するためのカリキュラム改正につなげることができた。

2. 4年次生を対象に実施した「4年間の教育課程に関する卒業時アンケート」結果から、大学設備の改善（2号館開設による食堂の設置）につなげることができた。
3. 学生による授業評価を学生にフィードバックすることが2016年度に具体的に決定したことで、学生が記載した授業アンケート結果を図書館に閲覧できるようになった。

【問題点】

1. 大学としての内部質保証に関する目的・方針の明文化と、それを実行するための全学的な組織である「自己点検・評価委員会」と各委員会との連携やフィードバックループについて検討しそれらの活動を図式化していく必要がある。
2. 授業レベルでは、学生の授業評価の結果を教員へフィードバックし授業改善につなげていく必要があるが、その書式や内容等については年度により一定していない。そのため、十分な改善につがっていない面があり、今後改善していく必要がある。
3. プログラムレベルでは、各委員会が年度目標を立案し、その目標に向かって活動を展開している。合わせて様々なアンケート調査や教務に関するデータを各委員会は所持している。しかし、それらの情報が点検・評価を行う際に十分に活かされていない側面がある。本学の教育理念・目的にもとづき学生の学修の質向上に向けて、何を定期的に評価するのか評価指標をもとに分析していく必要がある。またその結果を踏まえてDP，CP，APの評価を行うなどPDCAサイクルを全教職員に視覚化していくことが今後求められる。
4. 大学レベルでの評価においては、上記1）における組織化とフィードバックループをいつ、どのように実行するのか、組織の役割等を明確にしていく必要がある。さらに、点検・評価の客観性をより高めるため外部者による第三者評価の導入を今後検討していく必要がある。

【全体のまとめ】

前回の認証評価において、各種委員会や教授会、運営会議等で検討された事項を、大学全体としてどのように総括し、改善につなげているかその検証のプロセスが明らかでないことを指摘された。それを受けて、内部質保証に関する学習や点検・評価の内容と検証システム、運営組織等について「自己点検・評価委員会」で審議してきた。委員会等の活動結果を大学全体に反映させていくサイクルの必要性とそのため具体的な組織図を作成する必要性が合意された。次年度からその方針にそった活動を展開する予定である。

第3章 教育研究組織

【現状説明】

1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点
○大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び大学院研究科(研究科または専攻)構成との適合性
○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学はキリスト教精神に基づき、人間の尊厳、倫理観を備えたヒューマンケアリング教育を理念としている。また、キリスト教に基づく福岡女学院創立の精神に則り、看護・保健医療専門知識をと技術を教授・研究し、あわせて豊かな教養と人間性を兼ね備えて、地域医療への寄与、人々の活力向上に貢献する看護・保健医療専門職の女性を育成することを目的としている。

上記の人材育成に向け教員組織は、2013年度から2015年度まで、学長、学部長のもと6領域の教員組織(資料3-1)は変更なかった。2016年度は学部長の欠員により副学長が就任し、さらに学長のスタッフ機能として学長特命補佐が置かれ教学機能の強化が図られた(資料3-2)。

また、教育研究とともに、これまでの市行政や地域との連携を強化・拡大するために社会連携推進センターが設置された(資料3-3)。

委員会組織においては教育研究の国際化を見据え2016年度より国際交流委員会を設置し(資料3-3)、まず学生の教育の一環で海外研修を行った。2012年度に一部カリキュラム改正を行ったが、2015年度には従来のカリキュラムの評価と新カリキュラムの構築に向け教務部の下に新カリキュラムワーキンググループを設置した(資料3-3)。

2016年カリキュラムの見直しを行う過程で、教育方針・方法の改革のためにシミュレーション教育センターを設置し同時にシミュレーション教育委員会を立ち上げた(資料3-4)。

2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点
○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価
○点検・評価結果に基づく改善・向上

単科学部であり、教育研究に関する諸課題は、2014年度までは、随時に開催される運営会議、定例で行われる教授会、スタッフミーティングにおいて検討され、解決・改善

に向けて組織的かつ適切に運営されている。2015年度からは、学長の権限強化と問題解決・活動までの過程を円滑に行うために、運営会議を定例化し・最高決議機関を教授会から運営会議に変更した。

カリキュラムの評価から、学生の自主的学修態度の獲得・ゆとりの学習時間の必要性が見出されシミュレーション教育の必要性とともに領域の新設の方向性も提案され次年度実行の計画となった。

本学の各委員会においては、2014年より年度末に委員会活動の自己点検・評価を行い、次年度の活動計画に生かし、改善・向上を図ることとしている（資料 3-5：委員会の自己点検評価表）。

上記の年度末に提出された各委員会の活動評価は、自己点検委員会に提出され、そこで評価の適切性について検討された（2014～2015）（資料 3-6：自己点検委員会での評価表の点検議事録）。2016年度は自己点検・評価委員会において評価のあり方を検討するためにこの評価方法を中止した。

研究活動は各領域長の指導のもとでの共同研究を行い学会及び学会誌、本学の紀要（資料 3-7～3-9）に発表している。研究を推進する上で、外部資金の申請や獲得にも努力している（資料 3-10）。

【長所・特色】

国家試験の合格率（資料 3-11）と社会貢献としての就職率や就職先は資料（3-12～3-14）のとおりであり、教育組織における領域及びそれを支えるセンター・委員会等においては十分な役割を果たしている。それは国家試験合格率の高さや、本学が輩出する卒業生は実習施設への就職が半分を占めており、地域への貢献を果たしているといえる。

【問題点】

研究を組織的に進めるにはいたっていないが、今後全学的に進めるシミュレーション教育などは、学部を挙げてその効果などを検証し発表していく必要がある。

また研究業績の調査を組織的に行いその蓄積を行うことや、外部資金の獲得をさらに向上させるためには組織的な支援の仕組みを構築していく必要がある。

【全体のまとめ】

本学の思念・目的に沿った教育研究を進める上で、問題点を改善していく方向性も検討しており、教育研究組織はおおむね良好な状態にあると考える。

今後は、PDCAサイクルにおいては組織的なチェック機能を構築していくことが課題となっている。

【資料一覧】

- 資料 3-1 2015 年度 教員組織図
- 資料 3-2 2016 年度 教員組織図
- 資料 3-3 2015 年度 センター及び委員会等
- 資料 3-4 2016 年度 センター及び委員会等
- 資料 3-5 委員会用の自己点検評価表
- 資料 3-6 自己点検委員会での評価表の点検議事録
- 資料 3-7～3-9 2014 年度～2016 年度の本学の研究紀要
- 資料 3-10 2014 年度～2016 年度 科研費応募と採択状況
- 資料 3-11 2014 年度～2016 年度 国家試験合格率
- 資料 3-12～3-14 2014 年度～2016 年度 就職率と就職先の状況

第4章 教育課程・学習成果

【現状の説明】

1. 授与する学位ごとに学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点
○課程修了にあたって、学生が修得することが求められている知識・技術・態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

- 1) 本学の教育理念は、キリスト教精神に基づき、人間の尊厳、倫理観を備えたヒューマンケアリング教育をめざすというものである。幅広い教養と幅広いコミュニケーション能力を身につけ、看護学、医学の専門知識ならびに看護技術に研鑽を重ね、専門的な問題解決能力、看護実践能力を修得。もって医学および看護学の進歩、国民健康の維持増進、さらに医療・保健・福祉を中心に地域および国際社会に貢献することを教育理念としている。

<教育目標>

- ①建学の理念であるキリスト教の愛の精神に基づき、ヒューマンケアリングを実践できる看護職者の育成
- ②自然科学と人文科学の両面にわたる幅広い教養に支えられ、人間の尊厳、倫理観を備えた豊かな人間性を有する看護職者の育成
- ③人間関係を良好に維持しうるコミュニケーション能力を十分に修得した看護職者の育成
- ④看護学および医学の専門知識、技術を習得し、健康問題に関する問題解決能力と看護実践能力を身につけた看護職者の育成
- ⑤大学と理念を共有する病院と教育を系統的に行い、高度の専門性でチーム医療を遂行できる看護職者の育成
- ⑥医療・保健・福祉を中心に地域および国際社会に貢献することのできる看護職者の育成

<学位授与方針>

教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を福岡女学院看護大学学則ならびに福岡女学院看護大学履修規定に従って、卒業要件の126単位以上を修得し、4年以上在学した者について、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。認定した者に学士(看護学)の学位を授与する。卒業時に取得できる資格は看護師国家試験受験資格である。保健師課程(選択制)を選択し指定した科目を履修した者は看護師国家試験受験資格と保健師国家試験受験資格を取得できる。

- 2) 教育理念、教育目標に即して3つのポリシーを策定し、卒業に際して学生が身につけておくべき資質や能力は卒業認定・学位授与の方針として CAMPUS LIFE SYLLABUS に掲載したものを本学ホームページ上に公表している。

本学の学位授与方針に関する必要事項は、福岡女学院看護大学学則、福岡女学院看護大学履修規定に定め、CAMPUS LIFE SYLLABUS に掲載したものを本学ホームページ上に公表している。

＜ディプロマポリシー＞（卒業認定・学位授与の方針）

本学では所定の単位を修得し、次に掲げる能力を身につけた学生に対して卒業を認定し、学位を授与します。

- ①「隣人を自分のように愛する」心と精神を身につけた人
- ②「ヒューマンケアリングの実践」をとおして相手の成長を助け、同時に自分も成長できる人
- ③生命の尊厳と人権の尊重に基づく倫理観を持ち、看護上の倫理問題に積極的に取り組むことができる人
- ④看護の専門職者として必要な観察力、アセスメント能力、問題解決能力、援助技術を実践することができる人
- ⑤絶えず前に踏み出す力を持って、生涯をとおして継続的に自己研鑽ができる人
- ⑥様々な専門職者と協働し、リーダーシップ・メンバーシップを発揮して、チームの中で連携しながら看護の役割と責任を果たすことができる人

2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点
<input type="radio"/> 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針設定及び公表 <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 <input type="radio"/> 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関

- 1) 本学は『ヒューマンケアリング』を実践できる看護職者を育成することを目的としたカリキュラムを編成し、人間愛の教育と実践を支える高度な看護学・医学の知識・技能の習得をめざす統合カリキュラムを構成している。本学が教育の中心概念におくヒューマンケアリングとは、「専門的な知識や技術の習得だけでなく、看護を通して患者さんとともに自らも人間として成長すること」を意味する。本学はこの概念を、あらゆるカリキュラムや学生生活を通して大切にしており、看護職者として高い専門性を身につける事はもとより、「より深く考え、より豊かな人間性を備えた人を育てる教育」をおこなっている。
- 2) 前回認証評価において、掲載される媒体によって「学位授与方針」の表現に若干の差異がみられるとの指摘を受け、2014年度より、教育理念、教育目標に即して3つのポリシーを策定し、卒業に際して学生が身につけておくべき資質や能力を効果的に身につけられるように、カリキュラムの編成・実施と学修成果の評価に関する本学の方針を明確にして、カリキュラム・ポリシーをCAMPUS LIFE SYLLABUSに掲載し、本

学ホームページ上に以下の通り公表している。

カリキュラム・ポリシーには、ディプロマ・ポリシーに示している資質や能力を達成するための具体的な教育課程の編成と科目の配置を示し、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針が関連したものとなるよう配慮して策定している。

<カリキュラムポリシー> (教育課程の編成方針)

本学の教育課程はヒューマンケアリングを中心概念におき、「キリスト教に基づく豊かな人間形成」、「看護の知識と実践能力、チーム医療」、「科学的思考と問題解決能力」、「環境・健康・福祉」、「地域への貢献、国際社会への対応」の5つを構成要素に、基礎分野、専門基礎分野、専門分野、統合分野の講義内容が段階的・有機的に理解できるように編成しています。

新入生に対しては、入学前の準備状況にあわせた看護学の導入プログラムを置き、基礎分野では、看護職者としての基盤を築くために必要な幅広い教養、コミュニケーション能力、人間の尊厳、倫理観を醸成する科目を配置しています。

専門基礎分野では、科学的な看護を実践するために必要な知識や技術の基盤となる、『人体の科学』、『疾病の成り立ちと回復』、『生活者の健康』の科目を配置、専門分野では、『基礎看護学』、『成人・老年看護学』、『母性・小児看護学』、『精神看護学』、『公衆衛生看護学』の各看護学を、講義→演習→実習へと段階的に配置して、看護実践能力の育成を目指しています。各看護学の臨地実習では、知識と技術を統合しヒューマンケアリングを実践できる看護職者の育成を目指し、さらに、統合分野では、『在宅看護論』、『展開科目』に「卒業研究」、「災害看護」、「国際保健学」、「看護管理学」などを配置し、卒業後も継続して医療の動向や国際的視野から、看護学の探究ができる学生の育成を目標としています。

- 3) 科目区分、必修と選択の別、単位数等については福岡女学院看護大学学則で規定し、CAMPUS LIFESYLLABUS に掲載したものを本学ホームページ上に公表している。各科目の授業形態や事前・事後学習に関する事、評価方法等について CAMPUS LIFE SYLLABUS に掲載し、本学ホームページ上に公表している。

3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点
<p>○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性・体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容・方法 ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 <p><学士課程>初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等</p> <p>○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p>

- 1) カリキュラム・ポリシーに基づき、CAMPUS LIFE SYLLABUS に教育課程を示し、各科目の編成および単位数等の一覧を掲載するとともにシラバスに当該年度に開講する各年次担当科目一覧を掲載し、教育課程の順次性を示している。授業科目の体系的理解を促すため、カリキュラムの構造図（履修系統図）を CAMPUS LIFE SYLLABUS に掲載し、学生に周知している。
- 2) 授業科目は5つの大区分に区分し、分野（基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野）として編成している。それぞれの学習内容の順次性と科目間の関連を学生が理解しながら、学年進行とともに段階的に着実に修得するカリキュラムを編成している。
- 3) 卒業要件及び看護師国家試験受験資格要件は、福岡女学院看護大学学則に定める授業科目より合計126単位以上（必修科目115単位、選択科目11単位以上）、看護師・保健師国家試験受験資格要件は、福岡女学院看護大学学則及び福岡女学院看護大学履修規定により137単位以上（必修科目115単位、選択科目22単位以上）を修得することが条件となっている。
- 4) 科目の履修に当たっては、学生が主体的に授業の事前準備や授業の受講、事後の展開などの学習の過程を経て、主体的な学習に要する総学習時間が確保できるように、各科目の授業形態や事前・事後学習に関すること、評価方法等について CAMPUS LIFE SYLLABUS に掲載し、本学ホームページ上に公表し、能動的な学習に取り組めるようにしている。学内の履修認定の規定に沿って適正に評価を行い、成績審議を経て単位認定がなされており、単位制度の趣旨に沿った単位の仕組みが有効に機能している。
- 5) カリキュラム・ポリシーに記載した5分野ごとに次のような教育内容を提供している。
 - (1) 基礎分野では、「キリスト教と文化」（6科目）、「人間と社会」（9科目）、「コミュニケーション」（8科目）の3つの小区に分け23科目を設け、1～2年次に担当している。これらの履修により、キリスト教的な人間理解と愛の精神を理解し現代の看護や福祉の源泉であるキリスト教の倫理思想を学び、人間の尊厳と倫理観を醸成するとともに、社会で生活する人々の成長発達や健康を支える環境と社会の仕組み、文化との関

- 係を理解し、看護職者としての基盤を築くために必要な幅広い教養とコミュニケーション能力を身につけ、キリスト教に基づく豊かな人間形成を図る。
- (2) 専門基礎分野では、「人体の科学」(6科目)、「疾病の成り立ちと回復」(7科目)、「生活者の健康」(9科目)の3つの小区分に22科目を設けている。これらの履修により、人間の生命の営み、健康の維持増進、疾病の原因と病態治療について科学的に学び、生活者の生活支援に不可欠な保健・医療・福祉の各分野の基礎的な理解を深め、科学的な看護を実践するために必要な知識や技術の基盤を身につける。
- (3) 専門分野Ⅰでは、「基礎看護学」(10科目)「臨地実習」(2科目)の2つの小区分に12科目を設けている。看護の理論と実践を体系的に学び、講義→演習→実習へと段階的に配置して看護実践に必要な知識・技術・態度を修得し看護実践能力の基礎を養い、専門分野Ⅱの学修に繋げていく。
- (4) 専門分野Ⅱでは、「成人・老年看護学」(8科目)、「母性・小児看護学」(6科目)、「精神看護学」(4科目)、「公衆衛生看護学」(6科目)、「臨地実習」(7科目)の5つの小区分に31科目を設けている。各看護学領域における看護理論と実践を体系的に学び、講義→演習→実習へと段階的に配置して、看護実践能力の育成を目指す。
- (5) 統合分野では、「在宅看護論」(2科目)、「展開」(11科目)、「臨地実習」(2科目)の3つの小区分に15科目を設けている。「展開」では、卒業研究、災害看護、国際保健学、看護管理学等の科目を配置し、卒業後も継続して医療の動向や国際的視野から看護学の探究ができる学生の育成を目標としている。
- (6) 看護学の臨地実習では、各看護学の学修の順次性を考慮して2年次から4年次に段階的に学修できるように配置し、知識と技術を統合しヒューマンケアリングを実践できる看護職者の育成を目指す。2年次には専門分野Ⅰの基礎看護学実習1週間、看護過程実習2週間を行っている。3年次後期には専門分野Ⅱ6科目について臨地実習を行っている。4年次には専門分野での実習を踏まえて、学生自らの問題意識に基づき、主体的で自律的な臨地実習を計画・実施・評価する看護学総合実習と公衆衛生看護学実習(保健師コース選択科目)を行っている。これらの実習を通じて実践的な知識・技術・態度が培われるとともに、看護専門職として社会的・職業的自立に必要な能力が育成される。
- 6) 推薦入試合格者には、入学前の準備状況にあわせた看護学の導入プログラムの課題を課し、入学後の学習にスムーズに移行できるよう対策を講じている。更に、新入生全員に対しては、看護学を学ぶ上で必要と考える高校の学習内容について、入学時に「国語、数学、生物」の3科目のプレイスメントテストを実施して学力を把握し、必要に応じて個別指導を行っている。人体の構造と機能Ⅰ・Ⅱ、薬理学、微生物学・感染学、看護学を学ぶ上で必要となる自然科学や生命科学に関する知識を学ぶ科目として「生命科学(必修)」と「生物と地球環境(選択)」を1年前期に開講している。
- 7) 保健師課程の履修を希望する学生には、保健師選択コース履修の志望動機が明確なもので、福岡女学院看護大学履修規定細則第4条の選考基準を満たしている者ということを条件としている。専門科目として、3年次と4年時に開講する「公衆衛生看護学Ⅱ」、「公衆衛生看護学Ⅲ」、「公衆衛生看護学Ⅳ」、「公衆衛生看護学Ⅴ」、「公衆衛生看護学Ⅵ」

「看護学実習」を履修しなければならない。保健師免許取得後、申請により養護教諭二種免許、第一種衛生管理者免許が取得できるが、養護教諭二種免許を取得するためには、教育職員免許法施行規則第66条の6により、1年次開講の法学、体育、Basic English、Basic Medical English、コンピューター・リテラシー、情報処理演習を履修しておくことが必要になる。

- 8) 看護シミュレーション教育センター (AI Sim) が2016年9月に開設となり、専門分野Ⅱの各看護学の授業や実習開始前のオリエンテーションや自己学習の場面でシミュレーション教育に取り組んでいる。シミュレーション教育は、実際の臨床場面をリアルに再現し、患者と学習者双方の倫理と安全を保障した学習環境を設定している。シミュレーションの実施・デブリーフィングでは、学習者の思考や援助行為をグループで振り返り、よりよいケアのために必要な知識・技術を学習者自身が気づくプロセスを促し、学習者の習熟状況に合わせた繰り返しの学習や評価が可能となる。このプロセスを繰り返すことで学生の主体的な学習姿勢の育成と専門的な知識・技術・態度の統合を図り、看護実践能力の向上を目指している。
- 9) 2016年度より2週間の海外英語・看護研修を開始した。海外研修を通して外国人とのコミュニケーション能力を向上し、文化背景が異なる対象への看護のあり方を考えるとともに、日本以外の国の看護事情を理解することを目指す。2016年度末(2017年3月)に2週間の英語・看護研修を行い20名の学生が参加した。事前研修で研修地での生活や現地の医療の現状などを学び、研修中の英語授業や、Travel Blog、Study Abroad Diaryの取り組みなどを行った。終了後の学生アンケートでは、研修目標を達成し満足度は高い。

4. 学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点
<p>○各学部・研究科において効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置 (1年間又は学期ごとの登録単位数の上限設定等) ・授業及び授業時間外に必要な学生の学習を活性化し効果的な教育を行うための工夫等 ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容・方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法・基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等) <p><学士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 ・適切な履修指導の実施

- 1) 教育課程の編成方針とカリキュラム・ポリシーに基づき CAMPUS LIFE SYLLABUS に教育課程を示し、各科目の編成および単位数等の一覧を掲載すると

もにシラバスに当該年度に開講する各年次配当科目一覧を掲載し、教育課程の順次性を示している。

- 2) 授業形態は講義・演習・少人数授業・実習で構成し、シラバスに必要な応じて明示している。学修指導については、科目担当者が学生の状況に応じて指導を行うのはもとより、看護学総合実習や卒業研究、ヒューマンケアリング論Ⅲ等、専任教員で分担して学習指導を担当する科目では、教務委員会や臨地実習委員会で情報提供と共有を図っている。4月には学生に CAMPUS LIFE SYLLABUS を配布し、学年単位で履修オリエンテーションや個別指導を行い、各学年の教育課程の特徴や進級要件や卒業要件を満たしているか、履修上の留意事項などを説明し周知を図っている。
- 3) 学生が自らの履修状況を教務システム（CARE）で確認し、自らの興味・関心や将来の進路等を考えながら計画的に履修できるようにしている。履修登録はオンラインで行い、選択科目については履修登録の修正期間を設け、履修計画の修正ができるようにしている。現在、登録単位数の上限設定等の履修制限は設けていないが、教育課程の改訂の際に履修制限の必要性についても検討が必要になると考える。
- 4) カリキュラムの進行に伴い、実習前オリエンテーション、保健師課程のコース選択に関するオリエンテーション、4年次の看護学総合実習と卒業研究に関するオリエンテーション、国家試験対策のガイダンス等、必要な履修指導をしている。
- 5) 卒業研究は助教以上の専任教員による少人数制のゼミナール形式で担当し学生は研究プロセスを学びながら研究論文の執筆に取り組み、卒業研究集録集を毎年発行している。実習科目の履修では、実習の母体病院を持たない看護大学という特性や各実習施設での実習指導体制や学生の教育効果を考慮して、1グループあたり5名程度の小グループで実習配置を編成し、1～2グループに教員1名が実習指導に当たる等、学生数に配慮した授業運営を行い、効果的な教育の工夫をしている。看護技術演習等では授業の目的にあわせて、100名の一斉授業からA・B2クラスに分かれての授業や少人数制のグループ学習を取り入れる等、学習の活性化と教育効果を考慮した工夫をしている。
- 6) 年2回、成績評価と単位認定の審議を教務部委員会の報告を受けて教授会で行っている。成績不振者や2年次から3年次への進級判定時に取得単位数不足の可能性のある学生に対しては教務委員やアドバイザーから指導を行っている。
- 7) オフィスアワーを設け学生が気軽に教員に相談できる窓口としている。各教員のオフィスアワーをホームページ上で公開し、学生や保護者に周知している。
- 8) シラバスは教務課が記載内容や書式を定めた作成要領を毎年更新している。シラバスのチェックはオムニバス形式の授業の場合は科目責任者と分担者間で行われているが、内容に関する第三者チェックは行われていないため、今後は導入について検討する必要がある。
- 9) 学生の意見を授業に反映するために、また、授業内容とシラバスとの整合性を確認するために授業評価アンケートを定期的実施し、教員に授業評価結果を知らせている。2013年度までは教員はそれをもとに授業の自己評価と授業改善に対する報告

書を提出し、授業の活性化に取り組んでいたが、2014年度より報告書の提出を一時休止し、それに代わる方法として授業時間内で学生の意見に应答し次年度の授業で改善を図る等の取り組みを進めている。FD委員会において、FDマップの作成に取り組み、2014年度から2016年度の3年間でFDマップ（マイクロレベル、ミドルレベル）を取りまとめた。

5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点
<p>○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既習単位の適切な認定 ・成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 <p>○学位授与を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与

- 1) 福岡女学院看護大学学則に単位の授与と入学前の既修得単位等の認定について定めている。CAMPUS LIFE SYLLABUS への掲載を行い、ホームページ上で公表している。学生には入学時のオリエンテーション他、各種オリエンテーションを通じて周知している。
- 2) 成績評価については出席、試験や提出課題、授業参加度などを総合的に判断して行っている。授業の中で適宜事前学習課題を提示し課題の提出や小テストの実施等によって授業時間外の学習を促し単位時間相当の学習成果を確認している。試験は前・後期の修了試験、追試験、再試験がある。評価基準はAA（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）、N（認定）、F（失格・放棄）、再試験合格はCまたはDとなる。AA～Cは合格で単位取得認定、D、Fは不合格で単位修得不可となる。評価方法と基準についてはCAMPUS LIFE SYLLABUSに明記し、学生には履修オリエンテーションで周知している。
- 3) 各学年における成績評価を客観化するためにGPA制度を導入し、成績審議、進級判定、卒業判定時の総合データの一つとして活用している。学生に対する学習指導や奨学生の推薦、進級判定や卒業判定における総合判定データの一つとして利用している。GPA評価はAA（4）、A（3）、B（2）、C（1）、D（0）、F（0）とし、修得ポイントは（修得科目の単位数×その科目のGPA）で計算され、GPAは〔修得ポイントの総計÷履修登録科目の総単位数（D・Fの単位数含む）〕で表される。
- 4) 学年成績については、前・後期の2回、教務システム（CARE）を利用して学生が閲覧できるようにしており、不服申し立て期間も設けている。不合格科目がある学生に

は、教務部委員やアドバイザーが面接指導と次年度の履修指導を行っている。成績表は教務事務から保護者に郵送しているが、留年や卒業延期となった学生については、学生と保護者に対して面接指導を行っている。

- 5) 教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を福岡女学院看護大学学則ならびに福岡女学院看護大学履修規定に従って、卒業要件の126単位以上を修得し、4年以上在学した者について、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定した者に学士(看護学)の学位を与え、卒業証書・学位記を授与する。卒業要件はCAMPUS LIFE SYLLABUSに掲載したものを本学ホームページ上に公表している。

6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点
<p>○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</p> <p>○学習成果を把握・評価するための方法の開発</p> <p>《学習成果の測定方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目標とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取

- 1) デイプロマ・ポリシーで示した内容を踏まえ、福岡女学院看護大学学則ならびに福岡女学院看護大学履修規定に従って卒業判定を適切に実施している。また、進路状況は学生部委員会より、国家試験合格率は国家試験対策委員会より報告が行われ、これらは自己点検・自己評価委員会によって大学としての点検・評価がなされている。

- 2) 学生の学修成果を測定するため大学の指標として国家試験合格率、就職内定率を重視している。就職状況や国家試験の結果については、教授会や運営会議で報告に基づき検証している。これらの情報は大学ホームページ上で公表し、大学案内に掲載している。
- 3) 看護実践能力に関する学修成果は各学年の GPA 評価と単位認定で把握している。看護実践能力の学習成果を本学独自に把握する方法として、『看護実践能力を支える看護技術学習ノート』を作成し1年次に学生に配布を行い、4年間の講義・学内演習・臨地実習での学習について、看護技術のポートフォリオとして使用している。195の技術項目について到達度を学生が継続的に記録を行い、学生自身が学習の習熟度を確認することができ、不足している学習内容についてはどのように補えばよいか自ら考え能動的に学習を進めていくために活用している。2年次より4年次までの7回、ノートの提出を求め、学習成果を分析・把握し、教務部委員会と教授会に報告している。4年次の看護学総合実習終了時には達成度レベル I の技術は概ね達成できているが、卒業時到達度 I と設定されている技術でも臨地で経験できない項目も見受けられ、技術経験項目の見直しと検討が必要である。
- 4) 国家試験合格率は2014～2016年度は看護師、保健師ともに全国平均を上回り、2015年度は新卒者の看護師国家試験合格率は100%であった。ディプロマ・ポリシーに沿った成果が上がっているといえる。これらの情報は大学ホームページ上で公表している。

国家試験合格状況

2017年2月実施（新卒）

	受験者数	合格者数	本学合格者	全国新卒合格者
看護師	117名	112名	95.7%	94.3%
保健師	16名	16名	100%	94.5%

2016年2月実施（新卒）

	受験者数	合格者数	本学合格者	全国新卒合格者
看護師	91名	91名	100%	94.6%
保健師	17名	16名	94.1%	92.6%

2015年2月実施（新卒）

	受験者数	合格者数	本学合格者	全国新卒合格者
看護師	110名	108名	98.2%	95.5%
保健師	76名	76名	100%	99.6%

- 5) 就職希望者は100%就職できており、2012年3月に卒業生を送り出して以来、毎年就職率100%という結果を出し、2017年3月卒業生では全体の7割以上の学生が看

護師として第一希望の病院などへ就職している。就職先としては、実習病院や国立病院機構への就職が多く、福岡県内が毎年約7割を占めている。プレジデン Family 大学選大百科 2017 完全保存版（プレジデントムック、2017年3月31日発行）で就職率の高い女子大全国第1位となり、実就職率では全大学中18位になった。また、保健師として県内の市町村に毎年1名就職しており、助産師課程には毎年2～4名進学している。これらのことは、本学が学生のニーズに応え、質の高い教育を提供していることを示している。

進路就職状況（2017年3月31日現在）

卒業者数	117名
就職希望者数	110名
就職決定者数	110名
就職率	100%
進学希望者数	2名
進学決定者数	2名
その他	5名

病院等施設種別就職状況

国立病院機構（国立高度専門医療研究センター含む）	41名（37.3%）
大学病院	38名（34.5%）
総合病院・その他	30名（27.3%）
保健師	1名（0.9%）

実習施設就職状況

国立病院機構	27名（24.6%）
大学病院	25名（22.7%）
総合病院	4名（3.6%）
合計	56名（50.9%）

進路就職状況（2016年3月31日現在）

卒業者数	91名
就職希望者数	87名
就職決定者数	87名
就職率	100%
進学希望者数	4名
進学決定者数	4名
進路決定者数（率）	91名（100%）

病院等施設種別就職状況

国立病院機構（国立高度専門医療研究センター含む）	34名（39.1%）
大学病院	23名（26.4%）
総合病院・その他	29名（33.3%）
保健師	1名（0.9%）
実習病院・施設	43名（49.4%）

進路就職状況（2015年3月31日現在）

卒業者数	110名
就職希望者数	105名
就職決定者数	105名
就職率	100%
進学希望者数	3名
進学決定者数	3名
進路決定者数	108名
その他	2名
進路決定率	98.2%

病院等施設種別就職状況

国立病院機構（国立高度専門医療研究センター含む）	45名（42.9%）
大学病院	30名（28.6%）
総合病院・その他	29名（27.5%）
保健師	1名（1%）
実習病院・施設	63名（60.0%）

7. 教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的に点検評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点
<input type="radio"/> 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用
<input type="radio"/> 点検・評価結果に基づく改善・向上

- 1) 教育課程及びその内容については、教育課程編成方針に基づいて当該年度の教育プログラムを作成しているが、教育課程及び内容・方法の適切性について大学として検証する仕組みが明確ではない。
- 2) 授業評価については、自己点検・自己評価委員会が評価計画と評価表を作成し、教務課で授業評価を実施している。授業評価結果を取りまとめ科目担当教員に授業評価として返し自己点検・自己評価委員会に報告をしている。2013年度までは教員自身の授業評価と改善の取り組みを報告書として提出する取り組みをしていた

が、授業評価と公開の進め方について検討することになったが、授業評価の結果を教務部委員会として教育改善に反映する取り組みが不足していたため、教育目標にあった教育活動ができているか検証する取り組みが必要である。

3) 教育課程及びその内容、方法の適切性については、前・後期の終了試験、実習評価結果をもって判断している。これらの成績評価の結果とその分析結果を教務部委員会及び教授会で検討し、教員間で共有するとともに、教員はそれぞれに教育課程や教育内容・方法に反映させている。

【長所・特色】

1. 福岡女学院看護大学では、教育理念であるキリスト教精神に基づき、「ヒューマンケアリング」を実践できる看護職者を育成することを目的としたカリキュラムを編成し、ヒューマンケアリングの概念をあらゆるカリキュラムや学生生活を通して大切にしており、看護職者として高い専門性を身につける事はもとより、「より深く考え、より豊かな人間性を備えた人を育てる教育」をおこなっている。そのひとつとして、4年間の大学生活の中で、毎日自分と向き合うためのチャペルの時間が準備されている。多様な人々に話を聞き、自身を深くみつめ、あらゆる文化、宗教を越えて人々を理解し、共感するための手助けとなる貴重な時間である。ヒューマンケアリング論を1年次から4年次に学生の学習段階に即して科目を配当し学びを深めている。
2. 本学の教育の特徴であるヒューマンケアリングを実践できる看護職者育成のための独自の教育内容を充実させ、徹底した人間愛の教育と実践を支える高度な看護学の・医学の知識・技術修得を目指し、東医療センターをはじめとした福岡県内の国立病院機構や古賀市などと連携して充実した実習量と質の高い実習を実現する体制と学びの環境を整えている。
3. シミュレーション教育センターが2016年9月に開設となり、学生が自らのペースに合わせて看護技術を繰り返し自己学習できる環境が整い、より実践的な学習が可能となった。各看護学領域は臨床で遭遇する場面を再現し、学生の看護実践能力修得を目指したシミュレーション教育に取り組んでいる。

【問題点】

1. 現行カリキュラムの課題解決に向けたカリキュラムの見直し

カリキュラムを段階的・有機的に理解できるように編成しているが、現行カリキュラムを運用している過程で、時間割編成に対する学生の要望や、カリキュラムが過密でゆとりが無く、学生の主体性が育っていない、講義内容の重複があり、単位数時間数が不統一である、基礎分野・専門基礎分野・専門分野・統合分野の科目の見直しと再編、基礎分野の科目の偏りがあり、選択科目の再編が必要など、様々な課題が明らかになり、2014年よりカリキュラム検討プロジェクトを設置し、カリキュラムの検討を

進めている。最近の医療を取り巻く社会情勢の変化は著しく、加速するグローバル化社会において活躍できる人材育成の重要性が増している。その土台として、日本の歴史や文化に関する知識・認識はもとより、多元的な文化の受容と認知的、倫理的、社会的な能力、教養、経験など汎用的な能力の修得を視野に入れた人材育成を視野に入れたカリキュラム検討を進めていくことが今後の課題である。

2. 学生の主体的学習を促す大学の組織的な取り組みが十分ではない

大学教育の質向上を図り、大学の教育の取り組みを情報として公表する取り組みは進めているが、学生に主体的な学修の仕方を身につけさせ、それを促す教育方法の改善に大学が組織的に取り組むなど、学生の能力を伸ばすという学生本位の視点に立った取り組みがまだ十分ではない。

- 1) 教育課程の構造と科目間の関連や科目の難易度をわかりやすく示す工夫が必要
教育課程の体系が容易に理解できるように、履修系統図やカリキュラム進捗表として示しているが、科目間の関連や科目内容の難易度を表現するナンバリングなど、教育課程の構造をより判りやすく示す工夫が必要である。
- 2) 学習支援の情報源としてのシラバス改定と内容の第三者チェックの導入
シラバスが学生の主体的な学習の取り組みを促す情報源となるように、毎年見直しを行い、改善されてきているが、他の科目との関連性の説明や授業の事前準備や授業の受講、事後の展開などの学習の過程を経て、主体的な学習に要する総学習時間の確保を促すものとして機能するように、検討を進める必要がある。また、内容に関する第三者チェックの導入について検討が必要である。
- 3) 登録単位数の上限設定等、履修制限の検討
現在、登録単位数の上限設定等の履修制限は設けていないが、今後の教育課程の改訂の際には履修制限について検討することも必要と考える。

3. 学習成果を把握・評価するための方法の開発

学習成果を把握・評価するための方法の開発については、今後検討が必要であり、大学教育の質的転換を図る上で、アセスメント・テスト、ルーブリックを活用した測定についての検討が必要である。また、学修成果の測定を目的とした学生調査、卒業生や就職先への意見聴取は、現行カリキュラムが完成年度を迎えて2年を経過しているため実施に向けた検討が急がれる。

4. 教育課程及びその内容、方法の適切性について、点検評価する仕組みづくり

教育課程及びその内容、方法の適切性について、点検評価する仕組みづくりに向けて、自己点検・評価委員会と協力して進める必要がある。

【全体のまとめ】

1. 福岡女学院看護大学では、教育理念であるキリスト教精神に基づき、「ヒューマンケアリング」を実践できる看護職者を育成することを目的としたカリキュラムを編成し、徹底した人間愛の教育と実践を支える高度な看護学の・医学の知識・技術修得を目指し、教育に取り組んできた。国家試験の合格率は全国平均を常に上回り、就

職先として実習病院や国立病院機構への就職が多く、福岡県内が毎年約7割を占めている。プレジデン Family で就職率の高い女子大全国第1位となり、実就職率では全大学中18位になった。また、保健師として県内の市町村に毎年1名就職しており、助産師課程への進学者は毎年2～4名に及ぶ。これらのことは、本学が学生のニーズに応え、質の高い教育を提供していることを示している。

2. 教育理念、教育目標に即して3つのポリシーを策定し、卒業に際して学生が身につけておくべき資質や能力を効果的に身につけられるように、カリキュラムの編成・実施と学修成果の評価に関する本学の方針を明確にして、カリキュラム・ポリシーをCAMPUS LIFE SYLLABUSに掲載し、本学ホームページ上に公表してきた。カリキュラムを段階的・有機的に理解できるように編成しているが、現行カリキュラムを運用している過程で様々な課題が明らかになり、2014年よりカリキュラム検討プロジェクトを設置し、カリキュラムの検討を進めている。
3. 大学教育の質向上を図り、教育改善の取り組みは進めているが、学生に主体的な学修の仕方を身につけさせ能力を伸ばすという、学生本位の視点に立った取り組みが不足している。教育方法の改善はもとより、学生が教育課程の体系を容易に理解できるように、これまで履修系統図やカリキュラム進度表を示してきたが、科目間の関連や科目内容の難易度を表現するナンバリングなど、教育課程の構造をより判りやすく示す工夫が必要になってきている。また、主体的に学ぶ姿勢を身につけた学習者として成長を促すためにも、学習支援の情報源であるシラバス改定の取り組みとシラバスの内容の第三者チェックも検討の時期に来ている。
4. 大学教育の質的転換を図る上で、学習成果を把握・評価する方法の開発や検討は喫緊の課題のひとつである。現行カリキュラムが完成年度を迎えて2年を経過し教育課程の評価時期を迎えている。学修成果の測定を目的とした学生調査、卒業生や就職先への意見聴取に向けた検討が急がれる。

【資料一覧】

福岡女学院看護大学学則

福岡女学院看護大学履修規定、大学履修規定細則

CAMPUS LIFE SYLLABUS2014、2015、2016

福岡看護大学ホームページ、大学案内

第5章 学生の受け入れ

【現状説明】

1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点
○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
・入学前の学習歴・知識水準・能力等の求める学生像
・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学はディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針：資料 5-1）、カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針：資料 5-1）を踏まえてアドミッションポリシー（入学者受け入れ方針）を以下のように設定している。これはまた、本学の建学の目的及び使命が「キリスト教精神に基づく福岡女学院創立の精神に則り、看護・保健医療分野の専門知識と技術を教授・研究し、あわせて豊かな教養と人間性を兼ね備えて、地域医療への寄与、人々の活力向上に貢献する看護・保健医療専門職の女性を育成する」（学則第1条：資料 5-2）ということから、重要な要素として示している。

【アドミッションポリシー】（入学者受け入れ方針）

本学では次に掲げる能力を持つ学生を求めています。

- ①自分と向き合うことができ、相手を理解しようとするができる人
- ②自分と相手を大切にできる人
- ③人との関わりを通し、喜びや悲しみを感じるができる人
- ④社会の変化や健康に対して、幅広く関心がある人
- ⑤論理的思考力があり、課題を見出す力と解決しようとする意欲を備えた人
- ⑥探究心が旺盛で、柔軟な発想ができる人

この受け入れ方針の公表に関してはホームページ（資料 5-3）に掲載して社会に向けて公表すると共に、以下のような方法で公表している。

- ・入学試験要項（以下入試要項）への掲載
- ・入試広報における方針の提示では、主に広報担当者における高校訪問（年間延べ約 300 高校）、6月に行なう高等学校の進路指導担当教員への入試説明会での説明と配布、新聞等への掲載、オープンキャンパスにおける高校生や保護者への説明と配布等において行なっている。また、入学者に対してもキャンパスライフ（学生へのシラバス・学習便覧・学生生活等への手引き）に掲載している。（資料 5-4）

入学前の学習歴・知識水準・能力等の求める学生像や入学希望者に求める水準等の判定

方法を踏まえた学生の受け入れ方針の設定については、以下のとおりである。

基本的な入学の資格としての学習歴等に関しては、大学の規程として方針を明確にしている。(学則第6章 第28条入学時期、第29条入学資格、第31条入学者の選考、第40条歳入額・編入学：資料5-5)

また、受け入れ方針の中で、入学に当たって習得しておくべき知識等の内容として具体的な教科名を明示しており、学内外で行われる進学説明会などで、入学後、生物や化学、数学といった理科系の知識が必要となることを伝えている。(資料5-4)

さらに、指定校推薦、公募制推薦については、出願可能な評定平均値を定め、受験を希望する者や指導する高校教員などに対して、入試要項への掲載、ホームページへの掲載、高等学校長宛ての公文書などで告知している。

(点検①-2は前回の評価時のものを参考に加筆した)

2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点
○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
○公正な入学者選抜の実施
○入学を希望するものへの合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

1) 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

(1) 学生募集方法

入試広報活動の主なものとして、マス・メディア、入試説明会、オープンキャンパス、進学相談会、出張講義、高校訪問、大学見学受け入れなどを実施し、多様な広報活動を通じて、受験生、保護者、高校教員などが、本学を多面的に理解できるよう情報提供の場を広く設けている。

前回の評価において指摘された前期・後期日程の募集人数の明記においては、2015年度入学試験からは募集要項(2014年度配布)にそれぞれの人数を提示している。

(a) マス・メディア(大学案内、ホームページ、進学雑誌、新聞など)

本学が発行する「College Guide 2016(以下、大学案内)」(資料5-5)は、カリキュラムや教員紹介から学生生活、就職支援、国家試験対策支援状況などの受験校選定の材料となる情報が満載されている。その他、直接入試情報を提供する冊子として「入試要項」、「過去問題集」(資料5-6)も作成し、大学案内は6月から、その他の冊子類も7月から配布している。また、本学のホームページなどインターネット上での広報に加えて、進学雑誌、新聞に大学情報や広告を掲出している。

(b) 入試説明会、オープンキャンパス、進学相談会及び出張講義

本学主催の入試説明会は、高等学校の進路担当教員を対象とし、例年6月に開催し、本学のカリキュラム、入試制度、学生生活・就職支援・国家試験対策支援について説明し、学内施設を案内するとともに、意見交換を行っている。

受験生や保護者を主な対象として、8月にオープンキャンパスを実施し、模擬授業、施設見学、進学相談などに加え、在学生との懇談も実施している。また、進学者者主催の進学相談会に年間を通して参加している。

出張講義は、高校などからの要請により、本学教員が高等学校などに出向いて講義を行っている。

(c) **高校訪問**

各年度の5月から7月と9月から11月を中心に、主に事務部入試広報係の職員が福岡県内を中心に県内及び九州・山口各県の高等学校訪問を行っている。「大学案内」「入学試験要項」「過去問題集」などを持参し、本学のカリキュラムの特徴や入試制度を中心に、訪問校出身学生の動向などの情報提供を行っている。

また、推薦入学において、新規に依頼する場合は、学長が入試広報係と同行し、高校側との意思の共有を確実にこなうようになっている。

(d) **大学見学の受け入れ**

高校などから高校生あるいはPTAのグループが本学の見学に訪れ、カリキュラムの説明、施設見学、体験授業などオープンキャンパスに準じたプログラムを用意している。

本学の入学選抜は4種類の入試を行っており、多様な人材を求めている。受け入れ方針に基づいて、次のとおり入試種別ごとに選抜方針を定め、選抜方針に沿った試験科目を設定して、多様な学生を適切に募集している。

推薦入試

【選抜方針】

「人間愛にあふれた実践力のある看護職者をめざす者として、学校長(指定校の場合は本学が指定する学校)が推薦する者を対象とします。本学の教育理念や教育内容を理解し、必要な学力と学習意欲を持ち、本学を専願とする受験者を小論文試験、面接試験及び書類審査により選抜します。」

【試験科目】

小論文(2題)、面接、書類審査

(a) **一般入試**

【選抜方針】

「本学の教育理念や教育内容を理解し、学習意欲にあふれる受験者の中から、本学の教育水準にふさわしい基礎学力と専門教育に必要な教科の理解力を持つ者を、前期日程では学力試験及び調査書等の内容を総合して、後期日程では小論文試験、面接試験及び書類審査により一定の基準を設けて選抜します。」

【試験科目】

- 前期日程
国語、英語、*数学*化学*生物(*の科目から1科目選択)
- 後期日程
小論文(2題)、面接、書類審査

(b) 大学入試センター試験利用入試

【選抜方針】

『大学入試センター試験』の受験者の中から、本学の教育理念や教育内容を理解し、学習意欲にあふれ教育水準にふさわしい基礎学力を持つ者を、一定の基準を設け、調査書の内容を総合して選抜します。」

【試験科目】

大学入試センター試験の成績により選考

●国語

●外国語(英語)

◎選択 次の教科の中から各1科目選択

●数学(数学Ⅰ・数学A、数学Ⅱ・数学Bから1科目)

●理科(化学、生物から1科目)・・・(2016年度から科目の名称の変更があった)

(c) 特別入試(社会人)

【選抜方針】

「本学の教育理念や教育内容を十分に理解、共感して、本学に入学を希望する多様な受験者を受け入れるために、社会人入試の制度があります。医療・保健の質向上に強い意識と使命感をもって勉学に積極的に取り組み、人間愛にあふれた実践力のある看護職者として期待できる者を対象とします。小論文、志望調査シート等、本学への適応能力を多角的に評価します。小論文試験、面接試験及び書類審査により選抜します。」

【試験科目】

小論文(2題)、面接、書類審査

(以上の点検②は前回の評価をもとに変更箇所のみを改編した)

2) 入学者選抜においては以下のように責任の所在を明確にしに公正な判定を行なっている。

本学では学長を委員長とする入試広報委員会(福岡女学院看護大学入試広報委員会規程:資料 5-7)で受け入れ方針、入試種別、入試判定基準、入試日程、入試実施要領などを審議し、確認を行っている。合否判定は、上記委員会メンバーに女学院院長、事務局長を加えた入試審議会において入試判定基準に基づいた合否判定案を作成し、教授会においてこれを審議決定した(2014年度)。2015年度からは、さらに入学試験の役割と責任の所在を明確にすることと、あらゆる責任と最終決議機関を運営会議(運営会議規程:資料 5-8)に置いたことにより、合否判定を入試広報委員会、入試審議会、教授会、運営会議において審議決定することにした。

(資料 5-7 の入学選抜に係わる規程と委員会)

さらに、入学者選抜における透明性を確保するため、一般入試については、入試問題を「過去問題集」として公開し、透明性を確保している。また各入試とも過年度の入試結果や入試問題の傾向を「入試要項」に掲載している。各入試の成績につき、受験生から申請があった場合には、当該受験生の得点を教えている。

入試実施に関しては、学長を委員長とする入試広報委員会を年間6回開催し、入試種別、入試判定基準、入試日程、入試実施要領、募集活動内容など検討した素案を、教授会、運営会議にて審議決定している。合否判定に当たっては、上記委員会の通常メンバーに加えて、学院院長、本部事務局長も出席する入試審議会として検討し、そのうえで教授会・運営会議に諮る仕組みが導入されており、多様な視点からのチェックを行っている。

障がいのある学生の受け入れについては、受験についての相談が寄せられた場合に、その都度個別に本学の受け入れ体制に照らし合わせた上で、受験及び就学の可能性について説明し、志願するか否かは受験生本人の決定に委ねている。

学生の受け入れに関しての、各入試ともに募集定員に対する入学実績の乖離はなく、適切に入学者選抜を行うことができた。また、2014年度から2016年度までの3年間の志願者数、合格者数、入学者数は以下のとおりで、安定した入学者を確保している。

	2014年度	2015年度	2016年度
定員	100	100	100
志願者数	527	508	502
合格者数	227	246	233
入学者総数	107	116	111

3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行なうとともに、在籍学生数を収容定員に基づき、適正に管理しているか。

評価の視点
○入学定員及び収容定員の適切な管理 <学士課程> <ul style="list-style-type: none"> ・入学定員に対する入学者数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

本学の入学定員及び収容定員は以下のとおりである。

	2014年度	2015年度	2016年度
入学者数/入学定員	107/100	116/100	111/100
入学比率	1.07	1.16	1.11
編入学者数	0	0	0
在籍学生数/収容定員	436/400	437/400	456/400
在籍学生数比率	1.09	1.09	1.14

学校法人基礎調査より 5/1 現在の数値

上記の表から、入学定員数と入学者数の大きな乖離は見られず、1.1 前後とほぼ適切な数値を維持している。また、収容定員に対する在籍者比率においても、収容定員に対する在籍学生比率も 1.1 前後と、ほぼ適正に管理されている。よって過剰及び未充足に対する対策はとってはいない。

4. 学生の受け入れの適正性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みをおこなっているか。

評価の視点
○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
○点検・評価結果に基づく改善・向上

入試広報委員会で毎年度入試総括が行われ、それに基づいて、次年度の入試方式、実施方法などの検討が行われており、定期的な検証が行われている。

【長所・特色】

学生募集は多様な方法で積極的に行なわれている。福岡県内は看護大学が 12 校（2016 年度現在）あり、今後もさらに設置予定である。このような中で安定した志願者を確保している。志願者の数は看護大学の設置とともに減っているが、本校の偏差値は少しずつ上昇しており（資料 5- ）数の確保のみではなく、看護学を学ぶにあたっての学力の保証も行なえ、質の高い看護職者の輩出に繋がっている。

【問題点】

先でも述べたが、今後の看護大学の更なる設置と、少子化の加速により志願者数が減っていくことが予測される。それに対する入学生の確保のために学生募集の見直し（広報や試験方法など）大学の全体の改革（魅力ある大学づくり）も一体となって考えていく必要がある。大学入試センターの改革が 2020 年度入学生より始まるので、それも含めて方針を考えていく必要がある。

前回の課題であった後期日程の合格者の数が少数であることに関しては改善は難しく、継続的に検討していく必要がある。

近年看護職の教育において大学化が進んでいる。しかし看護職をよく知らないまま志願・入学してくる学生も多く、留年・退学も多い。広報においては、適正やより解り易い説明や相談窓口の設置や頻回な大学の開放など、高校教諭や生徒に対する配慮がより必要となってくる。

本学には学則上に編入学制度はある（学則第 40 条編入学：資料 5-9）が募集を行っていない。看護大学における 3 年次の編入制度は、看護短期大学や看護専門学校の卒業生を対象とするところが多い。これは学士の学位の取得と共に保健師の国家試験受験資格を取得する目的が大きい。しかし福岡県内においては実習施設の収容人数が 1 大学 18

名という制限があり、2年次にはその対象を選抜するために編入制度を導入することは難しい。そのほかに一般の大学からの2年次編入を考えていく必要もある？

【全体のまとめ】

現在のところは大きな問題はないと考える。今後の社会の変化に対する対策を考えていく。

【資料一覧】

- 資料 5-1 2017年度までの3つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）
- 資料 5-2 学則第1条
- 資料 5-3 2014～2016 ホームページ
- 資料 5-4 2014～2016 学生募集要項、入学試験要項、高校訪問（年間約 高校）資料、高等学校の進路指導担当教員への入試説明会での資料、オープンキャンパスにおける高校生や父兄への説明資料、新聞等への掲載資料、キャンパスライフ
- 資料 5-5 College Guide 2014～2016(以下、大学案内)
- 資料 5-6 2014～2016年度「入試要項」、「過去問題集」
- 資料 5-7 福岡女学院看護大学入試広報委員会規程
- 資料 5-8 運営会議規程：
- 資料 5-9 学則 第40条 再入学、編入学

第6章 教育教員・教員組織

【現行説明】

1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点
○大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では以下のように、建学の理念・目的・使命および教育目標を掲げて教育を行っている。その実現のために、看護学の確立と発展を目指した研究能力はもとより、次世代を担う人材育成に関心と情熱を有し、専門分野においては看護職者としての役割モデルとなることができる看護実践経験とケアリングマインドを有した教員を採用することを方針としている。

また、教員の採用、昇格においても福岡女学院看護大学教員選考基準①（以下、教員選考基準）に、職位ごとに必要な資格・業績等を設けている。

・建学の理念・目的・使命

キリスト教精神に基づく福岡女学院創立の精神に則り、看護・保健医療分野の専門知識と技術を教授・研究し、あわせて豊かな教養と人間性を兼ね備えて、地域医療への寄与、人々の活力向上に貢献する看護・保健医療専門職の女性を育成する（学則第 1 条

②

・教育目標(教育の理念・教育目標③)

- ① 建学の理念であるキリスト教の愛の精神に基づき、ヒューマンケアリングを実践できる看護職者の育成
 - ② 自然科学と人文科学の両面にわたる幅広い教養に支えられ、人間の尊厳、倫理観を備えた豊かな人間性を有する看護職者の育成
 - ③ 人間関係を良好に維持し得るコミュニケーション能力を十分に習得した看護職者の育成
 - ④ 看護学及び医学の専門知識、技術を習得し、健康問題に関する問題解決能力と看護実践能力を身につけた看護職者の育成
 - ⑤ 大学と理念を共有する病院と教育を系統的に行い、高度の専門性でチーム医療を遂行できる看護職者の育成
 - ⑥ 医療・保健・福祉を中心に地域及び国際社会に貢献することのできる看護職者の育成
- また、本学の教員組織は福岡女学院看護大学学則第 9 章第 49 条④より学長、教授、准教授、講師、助教、助手で構成されている。学部の編制方針においては、教育研究組織を6つの領域とし、各領域の教員数は、教授1名、准教授又は講師1名、助教又は助手1名の専任教員3名を基本配置として、領域内、領域間で連携しながら実習や演習、授業等を進めている。また、各領域には領域長（責任者）を置き領域成員の研究活動に関する助言を行うとともに

に領域内の円滑な教育活動を支援している。その上でさらに授業時間数や授業形態等の状況を鑑み、領域の実態に応じた教員配置をしている。

さらに委員会及びワーキンググループ⑤など、職位に応じた役割(責任の比重や担当する委員会の数等)を担い、領域を超えた教育・研究の連携体制をとるとともに学校運営にも関わっている。

2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点
○大学全体的及び学部・研究科等ごとの専任教員数
○適切な教員組織編制のための措置
<ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授または助教）の適切な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む） ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスの取れた年齢構成に配慮した教員配置
○学士課程における教養教育の運営体制

本学の専任教員数及び組織図は⑥以下の表のとおりである。

(福岡女学院看護大学教員組織図 2016.4.1 版 (2015 年度第 11 回運営委員会資料) 参照)

【専任教員数及び組織図】 (2016 年 4 月 1 日現在)

職 位	男性数	女性数	合計
教授	4	6	10
准教授	1	8	9
講師	2	4	6
助教	0	8	8
助手	1	2	3
合計	8	28	36

教員組織は開学時より、各領域には実績がある専任教授を配置し、それら教授陣を中心に組織を構築した。また職位別の年齢構成については2012年度より教員採用においては、全体の年齢に偏りがないよう配慮し現在に至っている。(下表⑦)

尚、現在では、専任教員・助手をあわせて36名で構成されている。

【専任教員の数及び年齢構成(2016 年 5 月 1 日現在)】

	教授	准教授	講師	助教	合計	助手
31-40			2	3	5	1
41-50	1	5	2	4	12	1
51-60	2	4	1	1	8	1

61-	7		1		8	
合計	10	9	6	8	33	3

採用については、教員公募の際、募集職位や教科、教育上の応募条件等を明記し教員選考基準①に基づいて審査を行うことで、教員の科目における適合性を確保している。また、カリキュラム⑧大区分「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野Ⅰ」「専門分野Ⅱ」「総合分野」の必修科目は専任教員が責任者となり担当している。

また、本学の教育課程は「ヒューマンケアリングを実践できる看護職者育成を目的として編成し、人間愛の教育と実践を支える高度な看護学・医学の知識・技術習得をめざしている」である。したがって本教育課程の目的を達するためのカリキュラムとして基礎分野の小区分に「キリスト教と文化」「人間と社会」「コミュニケーション」、専門基礎分野の小区分に「人体の科学」「疾病の成り立ちと回復」「生活者の健康」、専門分野Ⅰの小区分に「基礎看護学」「臨地実習」、専門分野Ⅱの小区分に「成人・老年看護学」「母性・小児看護学」「精神看護学」「公衆衛生看護学」「臨地実習」、統合分野の小区分に「在宅看護論」「展開」「臨地実習」を置き教員を配置している。

また、本学の教育研究組織は、看護学を支持する「教養領域」と看護学を構成する専門領域である「基礎看護学」「成人・老年看護学」「母性・小児看護学」「精神看護学」「公衆衛生・在宅看護学」の6つの領域から成り立っている。各領域には教授1名、准教授又は講師1名、助教又は助手1名の専任教員を基本配置としているが、個々人の負担を同等にするように授業時間数や授業形態（演習や実習の時間の）等の状況を鑑み、領域の実態に応じた教員配置をするように配慮している。また、看護学においては演習・実習の時間も多く、特に本学は組織上独自の実習病院を持たないため、多くの病院施設で実習を行なうことになっている。そこで学生の学習効果を上げるために、演習・実習補助者として非常勤職員を採用し（演習実習補助者採用基準⑨）、効率的・効果的な授業の実現を目指している。

本学の教養教育は看護学を支持する教科として大区分基礎分野に位置づけし、専任教員を各小区分「キリスト教と文化」「人間と社会」「コミュニケーション」に配置している。また、教養領域に領域長を配し領域長を核として他領域との教育連携を保持している。

3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行なっているか。

評価の視点
○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続きの設定と規程の整備
○規程に沿った教員の募集、採用、昇任の実施

教員の採用・昇格は、学長を委員長とする福岡女学院看護大学人事委員会（以下、人事委員会）で審議が行われる。人事委員会は、委員長である学長のほか、学部長、事務部長、各領域長により構成され、そのメンバーの投票により可否を決定する。採用及び昇格の手順は以下のとおりである。

（教員の採用）

福岡女学院看護大学教員の採用に関する規程⑩に基づき、教職員採用計画会議⑪にて事前協

議を行ったうえで公募し、人事委員会が、教員選考基準、福岡女学院看護大学教員選考基準実施要領⑫(以下、実施要領)に基づき審査・面接を行う。結果は、運営会議及び教授会に諮り、院長の承認をもって採用が決定する。

(教員の昇格)

福岡女学院看護大学教員の昇任に関する規程⑬に基づき、人事委員会が、教員選考基準、実施要領に基づき審査・面接を行い、運営会議及び教授会に諮ることとしている。更に、その結果を受けて、昇任候補者を院長に推薦し、院長の承認をもって昇任が決定する。

以下に2014年度から2016年度の採用と昇格の表を示す。⑭

【教員の採用と昇格状況】

年度	2014年度				2015年度				2016年度				
	教 授	准 教 授	講 師	助 教	教 授	准 教 授	講 師	助 教	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手
採用	0	3	2	1	4	0	1	0	1	1	2	1	1
昇任	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	1	-

4. 教員の資質の向上を図るための方策を組織的かつ多面的に実施し、教員及び教員組織の改善につなげているか。

評価の視点
○ファカルティ・ディベロップメント (FD) の組織的な実施
○教員の教育研究活動その他諸活動の評価とその結果

本格ではFD研修会として、建学の理念でもある「キリスト教教育」についてテーマとする研修会の実施により、キリスト教学校に勤める教員としての基礎理念の学びを深める機会を作っている。また、教員の教学的資質向上のために、FD委員会が中心となり⑮教員のニーズを反映しながら、開学から毎年度、数回のFD研修会を実施しその記録を冊子にまとめている。(FD委員会開催一覧表⑯)(FD委員会冊子)⑰。ただし、FD委員会だけではなく、教員の全人的資質向上のための学内研修会も徐々に開催されて、学内における教員の学習の機会も増加していると共に参加者の割合も高い。さらに研修会の直後にはアンケートをとって、当該の研修会の評価と共に、次の研修会のプランに生かせるような仕組みをとっている(FD委員会アンケート内容)⑱。

また、教員の教育活動に関しては毎年度、前期・後期学生による授業評価を行っており、授業評価結果は科目担当者にフィードバックし授業改善へ繋げている。また、本学では、各教員の教育・研究業績による人事考課制度等は導入していないが、法人本部により、教員の教育・研究業績データ入力システムを構築している。毎年度、各教員は自身の教育・研究業績について、データベースに入力する仕組みをとっている。

5. 教員組織の適正性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行なっているか。

評価の視点
○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
○点検・評価結果に基づく改善・向上

2013年度に教員と組織の自己研鑽を目標に大学独自のFDマップの作成に着手した。2015年にはFDマップを精査して各種教員組織の自己点検と評価を可能にする「FD－ミッション・ビジョン・目標」(仮称)⑱に替え2017年度の完成を目指している。

また、2015年・2016年は年度末に各委員会組織の自己評価⑳を実施し、組織の活動内容や成果の明確化を図った。今後「FD－ミッション・ビジョン・目標」の完成により各種教員組織の改善・向上が見込まれる。

【長所・特色】

単科大学であり領域としての教育及び研究組織が明確であることから各種事項の周知徹底が行き届く。

【問題点】

1. 教育・研究に関する情報蓄積と人事考課への反映について明確にしていく必要がある。
(2017年には 福岡女学院看護大学教員業績評価に関する内規制定)
2. 前回大学評価結果で大学設置基準より教授数が2名不足であったが、1名補充で改善は見られるものの充足に至っていない。(2016年度現在)
3. 前回大学評価結果で指摘されていた「51歳以上 1/3 であり年齢層に偏りが見られるので偏りの改善を図ること」が、数字の上では改善されていない。(2016年度現在)
4. 3とも関連して教員の年齢層の偏りがあるため、今後一時期に多数の退職者があり、教員採用に苦慮する事が予測され教育へ支障をきたす事態が考えられる。

【全体のまとめ】

現時点での教員組織においては可及的速やかに教授の補填が必要である。さらには将来的なことを考えて教員組織計画を進める必要がある。

また、教員の組織活動の内容・成果を目標に照らして評価するシステムである「FD－ミッション・ビジョン」を完成し、各委員会について内容・目標等を教職員全員に周知させることが委員会の円滑な遂行に繋がる。さらに、教育研究活動の活性化に向けて、適正な評価の仕組み・人事考課を構築していく必要がある。

【資料一覧】

- 資料 6-1 福岡女学院看護大学教員選考基準
- 資料 6-2 CAMPUS LIFE SYLLABUS 2016 P5
- 資料 6-3 CAMPUS LIFE SYLLABUS 2016 P4
- 資料 6-4 CAMPUS LIFE SYLLABUS 学則 第9章 第49条
- 資料 6-5 各種委員会・ワーキンググループ構成員一覧
- 資料 6-6 専任教員数及び組織図(職位・性)・・・文中表
- 資料 6-7 専任教員の数及び年齢構成(2016年5月1日現在)・・・文中表
- 資料 6-8 CAMPUS LIFE SYLLABUS 【カリキュラムの構造】
- 資料 6-9 演習実習補助者採用基準(2016年度なし)
- 資料 6-10 福岡女学院看護大学教員の採用に関する規程
- 資料 6-11 福岡女学院看護大学教職員採用計画会議(なし)
- 資料 6-12 福岡女学院看護大学教員選考基準実施要領
- 資料 6-13 福岡女学院看護大学教員の昇任に関する規程
- 資料 6-14 教員の採用と昇格状況・・・文中表
- 資料 6-15 福岡女学院FD委員会規程
- 資料 6-16 FD委員会開催研修会等一覧表
- 資料 6-17 FD研修会冊子
- 資料 6-18 FD委員会アンケート内容
- 資料 6-19 FD「ミッション・ビジョン・目標」(仮称)
- 資料 6-20 各委員会組織の自己評価

第7章 学生支援

【現行説明】

1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点
○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学はキリスト教精神に基づいた人間の尊厳や、倫理観を備えたヒューマンケアリング教育を教育理念にしている。大学としての学生支援に関する方針は明示されていないものの、その理念を受けて、学生が有意義で充実した生活を送れるよう、①学修支援②経済的支援③生活支援④健康支援⑤進路支援⑥生活環境の整備など、を学生部委員会で役割分担しながら、アドバイザーをはじめとした学内の教員、職員、保健室職員等が連携して学生への支援を行うことを方針としている。

2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点
○学生支援体制の適切な整備
○学生の修学に関する適切な支援の実施
・学生の能力に応じた補修、補充教育
・正課外教育
・障がいのある学生に対する修学支援
・成績不振の学生の状況把握と指導
・留年者及び休学者の状況把握と対応
・退学希望者の状況把握と対応
・奨学金その他の経済的支援の整備
○学生の生活に関する適切な支援の実施
・学生の相談に応じる体制の整備
・ハラスメント（アカデミック、セクシャル、モラル等）防止のための体制の整備
・学生の心身の健康、保健衛生及び安全・衛生への配慮
○学生の進路に関する適切な支援の実施
・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリア支援センターの設置等）の整備
・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施
○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

アドバイザー会議の内容と参加者			
年度	開催時期	開催内容	参加者数
2014年度	5月15日	学生情報データベースの現状と課題	36
	10月16日	学生情報データベースの欠席情報入力について	31
2015年度	5月21日	発達障害（傾向）のある学生への特徴と対応への理解	35
	12月24日	平成26年度学生生活実態調査報告	43
2016年度	12月15日	2016年度就職・進学の実況と課題:アドバイザーの役割と学生の傾向を踏まえた対応	48

2) 学生の修学に関する支援の実施

(1) 退学者・留年者・休学者の把握と対応

退学者は2014年度6名、2015年度1名、2016年度0名で減少傾向にある。退学の時期は1年次4名、2年次3名、3年次1名で進路変更が主な理由である。休学者は2014年度2名、2015年度5名、2016年度は8名と年々増加している。休学の理由として、一身上の都合、健康上の都合、進路の検討などであった。休学時期では、1年次1名、2年次5名、3年次5名、4年次4名であった（根拠資料7-3）。

退学者数とその理由												
	2014年度				2015年度				2016年度			
	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年
退学者	2	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
計	6				1				0			
退学理由	進路変更				進路変更							

休学者数とその理由												
	2014年度				2015年度				2016年度			
	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年
休学者	0	1	1	0	1	0	2	2	0	4	2	2
計	2				5				8			
休学理由	一身上		健康上		進路検討		進路検討 一身上		一身上		一身上	

留年者数は2014年度10名、2015年度1名、2016年度8名で、年度により大きな違いが見られた。時期は2年次14名、4年次5名で、2年次の実習に出るための基準を満たせない学生が最も多く、4年次は単位未修得科目のための卒業延期者である。留年者の多くが実習に出るために必要な単位が修得できていないことから、厳格な成績評価によるものが大半をしめる。

留年者数												
	2014年度				2015年度				2016年度			
	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年
留年者数	0	9	0	1	0	1	0	0	0	4	0	4
計	10				1				8			

(2) 成績不振の学生の状況把握と指導

日本学生支援機構の奨学金の適格認定の基準となる GPA2.0 未満の学生は、2014年度 74名、2015年度 68名、2016年度 62名と年々減少している。学年で見ると、1年次 38名、2年次 73名、3年次 56名、4年次 37名と、2年次が最も多い。さらに、GPA1.5 未満の学生は 2014年度 10名、2015年度 11名、2016年度 9名とほぼ一定である。学年で見ると 1年次 4名、2年次 10名、3年次が 10名、4年次が 6名である（根拠資料 7-4）。

また、成績不振の学生の多くが、授業の欠席が目立つようになるため、2014年度から「学生情報データベース」を構築し運用している（根拠資料 7-5）。科目責任者は学生が授業を欠席すると欠席回数をデータベースに入力し、それが自動的にアドバイザーのメールに送信できる仕組みとなっている。アドバイザーはその情報をもとに担当学生と面談し、早期に学修支援につなげるシステムを構築している。

また、再履修科目がある場合は、個別の履修登録指導を教務とアドバイザー、教務部長のもと指導を行っている。

GPA2.0未満以下の学生					
	1年次生	2年次生	3年次生	4年次生	計
2014年度	23	28	13	10	74
2015年度	8	22	28	10	68
2016年度	7	23	15	17	62
計	38	73	56	37	204

GPA1.5未満の学生					
	1年次生	2年次生	3年次生	4年次生	計
2014年度	1	4	5	0	10
2015年度	1	3	4	3	11
2016年度	2	3	1	3	9
計	4	10	10	6	30

(3) 障がい学生への支援

日本学生支援機構による実態調査並びに支援内容の基準をもとにすると、2014年度 8名、2015年度 14名、2016年度 13名である（根拠資料 7-6）。課題を抱える学生が増加してきている。アドバイザーによる支援内容は、「授業支援」では実技時に体に過度な負担をかけない配慮や「授業外支援」では、障害内容により異なるが、社会的スキル指導（自己管理指導や対人関係への配慮）や保健管理・生

活支援（専門家であるカウンセリングや医療機関との連携等）が最も多く、次に進路・就職指導、家族への対応などを行っている。これらの指導では、アドバイザーのみでの対応が難しい場合は、学生部長、学務職員、カウンセラー等と連携しながら対応している。

また、2016年度に「障がい学生のガイドライン」を作成している（根拠資料7-7）。

障がい学生数

年度	学生数
2014年度	8
2015年度	14
2016年度	13

障がい学生への修学支援

		年度	2014年度	2015年度	2016年度
1～22以外の授業支援			1	1	1
授業外支援	学生生活支援			2	2
	社会的スキル指導		2	8	9
	保健管理・生活支援			6	12
	進路・就職指導			2	2
	その他の授業以外の支援			2	3
計			3	21	29

（4）経済的支援

日本学生支援機構の奨学金受給者の割合は2014年度64.5%、2015年度61.3%、2016年度56.3%と少しずつ減少しているものの、一種・二種を併用している学生の割合は50名程度と一定している。2014年度に実施した「学生生活実態調査」では、奨学金を受けている学生の56.3%は経済状況が苦しいと回答しており、アルバイトをしている学生の月収は、奨学金を受けていない学生に比べ高いことが明らかになっている（根拠資料7-8）。

他の奨学金の受給状況は年度によって大差はなく、一定の学生数で推移している。

一方、2011年度に新設した本学独自の奨学金制度では、向学の意思があるにも係らず経済的理由により修学が困難な学生に支給される看護大学修学支援奨学金、成績優秀学生への奨学金の支給としての看護大学学業奨励奨学金は、例年一定数の学生が受給している。また、2013年度新設の家計急変奨学金（給付型）は3年間で1名、福岡女学院奨学金は2名が受給している。これら4つの奨学金については、キャンパスライフに明示するとともに、学生の個別相談に応じて学務が対応し、判定基準にもとづき審議されている。

また、学費（校納金）の納入については、家庭の状況に応じて負担的負担の軽減

－第7章－ 学生支援

をはかるため福岡女学院看護大学学費納入運用規程にもとづき、延納・分割して納入する制度を設けている。2014年度は18件、2015年度は28件、2016年度は11件と年度により異なるが、活用されており学費負担者の軽減につなげている（根拠資料7-9）。

		2014年度				2015年度				2016年度				
		1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年	
援 機 構	日 本 学 生 支	一種	15	15	13	13	12	16	13	13	18	12	16	15
		二種	41	48	46	34	38	44	40	40	39	39	34	34
		併用	14	11	19	11	9	12	16	15	11	10	15	14
		合計	70	74	78	58	59	72	69	68	68	61	65	63
		率 (%)	66	61	78	53	51	67	58	72	61	51	62	52
在籍数		106	121	97	110	116	107	119	95	111	119	105	121	
北九州市奨学金			1		1			1					1	
二ビキ育英会		1						1				1		
岡田甲子男記念奨学金			1			1		1			1	1		
長崎県育英会					1									
長崎県社会福祉協議会支援資金										1				
大分県奨学金			1					1					1	
佐世保市奨学金								1					1	
うるま市育英会貸費用生		1					1					1		
計		8				7				8				
福岡女学院奨学金（給付・貸与）									1	1				
看護大学修学支援奨学金		5	6	9	10	5	6	9	10	5	6	9	10	
看護大学家計急変奨学金									1					
看護大学学業奨励奨学金		2	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	
計		41				43				43				

校納金延納・分納願件数							
年度	2014年度		2015年度		2016年度		計
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
延納	0	0	2	2	0	2	6
分納	8	10	12	12	3	6	51
計	18		28		11		57

(5) 正課外教育

学外の活動には、ボランティア活動が最も多く、次いでクラブ活動、学友会活動、他大学との交流等の順であった。また、学友会は福岡県防犯協会連合会の学生防犯ボランティア活動促進事業に2013年度から参加し、粕屋警察署と連携しながら毎年防犯活動を展開している（根拠資料7-10）。クラブ活動も学外での活動が年々増加している、また、宗教部委員会は年1回、生命や平和等をテーマとした「スタディツアー」を夏季休業期間中に企画し、学生への希望をつのり実施している（根拠資料7-11）。

正課外活動					
	ボランティア活動	クラブ活動	学友会活動	その他(コンソーシアム、教員等)	延人数
2014年度	169	41		19	229
2015年度	164	60	19	31	274
2016年度	99	115	20	2	236

スタディツアー				
	期 日	テーマ	行先	参加学生数
2014年度	8/ 8～8/ 9	原爆(核)とわたしたちの命	玄海原発	29名
2015年度	8/21～8/23	平和をつくり出す者—沖縄から平和を学ぶ	沖縄	25名
2016年度	8/11～8/12	HIROSHIMAから平和を学ぶ	広島	38名

3) 学生の生活に関する適切な支援

(1) ハラスメント防止のための体制の整備

2014 年度に「福岡女学院看護大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」「福岡女学院看護大学におけるハラスメントの防止等に関する規程運用内規」「ハラスメント防止対策委員会に関する内規」「ハラスメント防止対策委員会に関する内規運用細則」が整備され、教職員・学生に対するハラスメント防止のための諸規定等を整備した。また、リーフレットを作成し、教職員・学生に配布をした。2015 年度にはその内容をシラバスに掲載すると共に、新学期のガイダンスには全学年にハラスメントについての説明としている（根拠資料 7-12）。また、2015 年度からは年 1 回、教職員を対象にハラスメント防止に関する研修会を開催している。

これまでの学生からの相談件数は 2014 年度 1 件、2015 年度 1 件、2016 年度は 0 件である。

(2) 学生の心身の健康、保健衛生及び安全・衛生への配慮

2016 年度に保健委員会と進路委員会が学生部委員会に統合されたことにより、保健担当者は月 1 回、担当者会議を開催している。保健室の利用理由で最も多いのは、書類提出を除き、感冒、婦人科系の症状が多く、健康相談・指導を行っている。また、捻挫・擦過傷もヒールを履いての転倒によるものが多い。

2014 年 4 月より、臨床心理士による週 1 回のカウンセリングを新設している。2014 年度・2015 年度は年間 66 件の相談件数があったが、2016 年度はカウンセラーが学内教員が担当になったこともあり大幅に相談件数は減少している。学生相談は別室を設け実施し、申し込み方法もメールを使って申し込むことができるようにすることで、教員や他学生の目を気にしないで申し込めるようにしている（根拠資料 7-12）。

保健室の利用状況																	
1. 保健室利用の理由		2014					2015					2016					計
		1年	2年	3年	4年	職員等	1年	2年	3年	4年	職員等	1年	2年	3年	4年	職員等	
内科系	感冒様症状	12	25	5	20	8	5	3	2	5	1	3	8	6	7	1	111
	頭痛	3	3		3	3			1		2	2	3	2	3		25
	胃腸症状	2	23	4	14	2			1			2	3	5	4	1	61
	気分不良	8	9	12	8	3	1	1	3		1	6	2	2	2	1	59
	その他	3	10	4	25	3	3		5	1	1	3	3		7		68
外科系	挫傷・擦過傷	4	14	7	2	1	12	7	9	4		5	5		3		73
	切傷・刺傷	1		2							1		3		1		8
	熱傷	3	6		1			2	2								14
	打撲	1	2	1	6	2			3				4		2	2	23
	捻挫	1	1									1					3
	腰痛		6					1	3						1		11
	筋肉痛				4				1								5
	その他	2	1	2	4	2	4	2	2				1		3		23
	眼		4	1	1	1	1		1	1			2	3			15
	歯		2				1										3
耳鼻咽喉		1		2			1	2	1		1	2				10	
皮膚	6	19	13	27	3	3	1	5	3		2	5	1	4		92	
婦人科(主に月経痛)	4	15	12	20	1	3	6	16	6	2	2	3	5	6	2	103	
健康相談	39	92	53	56	4	23	15	14	7		2	7	1	1		314	
書類の提出・受け取り		1	1	25		24	11	14	7	2	374	133	105	24		721	
その他(カウンセリングを除く)も含む	4	86	59	84	17	41	19	66	9	2	58	74	134	153	10	816	
計	93	320	176	302	50	121	69	150	44	12	465	254	266	221	15	2558	
(学生一人につき、複数該当のある場合があるため、1・2の合計人数に相違あり)																	
2. 保健室における対応		2014					2015					2016					計
		1年	2年	3年	4年	職員等	1年	2年	3年	4年	職員等	1年	2年	3年	4年	職員等	
健康相談・保健指導		32	185	100	99	10	14	8	15	6	1	13	19	7	12		521
ベッド利用		20	26	19	40	5	4	2	7	2	1	6	9	5	15	3	164
処置		14	50	21	37	12	13	8	9	5	1	7	9		6		192
測定		25	39	23	43	3	4	2	6	2	1	16	17	9	12	1	203
薬法利用		3	10	6	23			3	3	2	2	3	2	2	1		60
観察のみで処置なし												1	5	1	2	1	10
書類の作成・渡し・受け取り			1	1	25		24	11	14	7	2	374	135	105	27		726
その他(2015までは薬使用も含む)		5	27	11	18	22	40	33	69	31	4	46	60	131	146	8	651
計		99	338	181	285	52	99	67	123	55	12	466	256	260	221	13	2527
3. 外来受診者・出校停止者		●学年不明分含む															
		2014					2015					2016					計
		1年	2年	3年	4年	職員等	1年	2年	3年	4年	職員等	1年	2年	3年	4年	職員等	
外来受診者数												1	4		3	1	9
出校停止者数												3	6	4	4	2	19
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	10	4	7	3	28

カウンセリング利用延件数																
	2014					2015					2016					計
	1年生	2年生	3年生	4年生	他	1年生	2年生	3年生	4年生	他	1年生	2年生	3年生	4年生	他	
4月						1										1
5月		1	4	1		2		1	4					1		14
6月	4	4	1			1	2	5						1		18
7月	1	2	5			1	1	2	3				2	1		18
8月	2	5				2	2					1				12
9月	1	2	1				1	2	1							8
10月	2	7				3	1	7			1					21
11月	4	6					1	3	3							17
12月	6	4					1	1	5	1						18
1月						1		3	3	2				1		10
2月				2												2
3月				1												1
小計	1	22	37	6	0	9	2	14	34	7	1	0	3	4	0	140
合計	66					66					8					

(3) 生活の安全等に関する実施

学生の安全等に関する活動としては、護身術に関する講義1回(前期)と実技1回(後期)を、新入生を対象に糟屋警察署と連携し実施している。また、2016年度から警察OBが安心安全担当者として、毎週1回看護大学に配置されている。

学生の被害状況については、2015年度より記録に保存し傾向と対策を取るようになっている。2014年度は2件、2015年度は5件、2016年度は8件と増加している。安心安全担当者と打ち合せをしながら、防犯カメラの設置や防止対策などを実施している。また、被害内容によっては警察に被害届を出すなど安心安全担当者と連携しながら個別に指導をしている。学生があった被害については個人名を伏せ、被害状況等を全教職員にメール配信し注意喚起をするように努めている。メール配信することにより、報告していなかった学生も被害に合ったことを報告してくるなど、全体の状況把

握に努めている（根拠資料 7-13）。

2016 年度 6 月には学生を対象に通学上、危険に感じる場所や内容等について「女性の犯罪被害防止のためのアンケート」を実施（根拠資料 7-14）。26 名が被害に遭いそうになったと回答し、下校中の危険箇所などが明らかになり、夜間の外灯の少ない箇所については、古賀市との懇談会で議題にあげ改善の要望を出している。

また、2015 年度に防犯ブザーを 50 個購入し、貸し出しを行っている。さらに、学友会を中心に、2013 年度から福岡県防犯協会連合学生防犯ボランティアに加盟し、毎年 10 万円の補助金を受領し、活動を展開している。2014 年度から 2016 年度は JR 古賀駅前防犯に関するビラ配りを粕屋警察署と連携して実施し、2016 年度は補助金でパンフレットを作成し街頭で配布するなど独自の取り組みを行っている。

被害内容	2104年度	2015年度	2016年度
盗難(自転車・お金・カード等)	1	1	7
自転車との接触	1		
ワンクリック詐欺			1
暴力被害		1	
盗撮		1	
身体接触		2	
計	2	5	8

4) 学生の進路に関する適切な支援の実施

(1) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

就職や進学等の支援は、アドバイザーと進路担当者が中心となって実施している。推薦枠がある医療機関への就職については、学部長・学生部長・進路担当者の 3 名で選考基準に基づいて選考している。約 13 名が推薦により就職をしている。学生の就職先は実習施設である医療機関への就職が年度により異なるものの、約 50%と高い割合である。また、就職希望の学生は 100%就職しており、助産師への進学希望者も合格率は 100%である（根拠資料 7-15）。

2014年度～2016年度 学校推薦一覧															
施設数	2014年度					2015年度					2016年度				
	推薦人数	応募者数	学内選考合格	試験合格者	採用	推薦人数	応募者数	学内選考合格	試験合格者	採用	推薦人数	応募者数	学内選考合格	試験合格者	採用
13	26	18	12	12	12	25	20	12	12	12	16	18	14	13	13

進路状況			
	2014年度	2015年度	2016年度
卒業予定者数	110	91	117
就職希望者数	105	87	110
就職内定者数	105	87	110
就職内定率	100%	100%	100%
進学希望者数	3	4	2
進学合格者数	3	4	2
進学合格率	100%	100%	100%
その他	2	0	2
進路決定率	98.2%	100.0%	95.7%

就職先						
	2014年度		2015年度		2016年度	
	実習施設	その他	実習施設	その他	実習施設	その他
NHO・NC	32	13	28	6	27	14
大学病院	24	6	7	16	25	13
総合病院	7	21	8	21	7	23
市町村(保健師)		1		1		1
その他		1				
小計	63	42	43	44	59	51
合計	105		87		110	

進路指導のオリエンテーションは、進路担当者が中心となって実施している。主なスケジュールは4年次の4月（就職オリエンテーション、第1回進路登録カードへの記載、「進路ガイドブック」、「就職・進学過去問題」の配布、5月（学内での病院説明会）、6月（卒業生と在校生との懇談会、履歴書・小論文の書き方の指導）、7月（就職オリエンテーション、第2回進路希望調査、面接対策）、12・1月（3年生対象の就職オリエンテーション）を企画運営している（根拠資料7-16）。

病院説明会では学内でブースを設け、2014年度は22施設、2015年度は19施設、2016年度は23施設の参加があり、学生にとって就職先を考える良い機会となっている。

病院説明会			
	2014年度	2015年度	2016年度
実施日	5月2日	4月30日	4月27日
病院数	22	19	23

5) 学生の課外活動（部活動）を充実させるための支援の実施（根拠資料7-17）

クラブ活動は、2014年度から音楽部とソフトボールが活動休止になり、2016年度にはルピナス同好会が新たに生まれている。クラブ活動が低迷になった2015年7月に、部長、顧問を対象に、クラブ部長会を開催し、活動の現状と今後の活動と課題について意見交換を行った。出された意見は①各学年が一緒に活動する時間帯がないこと②活動する体育館等がないことなどであった。そこで、古賀市体育館の利用についての検討、社会人・他大学との交流などを紹介している。2015年度から2016年度には学外でクラブ活動を実施する人数が増加してきている。

また、ボランティアサークル葡萄は2014年度一般財団法人学生サポートセンター

「学生ボランティア助成事業」に応募し、表彰を受けている。

学友会（学生自治組織）は、新入生歓迎会、BBQ・スポーツ大会、大学祭、フェアウエルパーティ、防犯ビラ配り等を開催し、自主的な活動をしている。

クラブ名と部員数

	2014年度			2015年度			2016年度		
	1年	2年	合計	1年	2年	合計	1年	2年	合計
音楽部(2013年度より0名)	0	0	0	0	0	0	－	－	－
ソフトボール(2014年度より0名)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ダンス	8	15	23	4	10	14	20	6	26
釣り	1	9	10	9	6	15	14	34	48
テニス	0	7	7	0	0	0	0	0	0
トーンチャイム(Swing girlsから 2015年10月より変更)	2	8	10	0	2	2	1	1	2
バスケット	4	14	18	1	5	6	2	8	10
バドミントン	8	13	21	0	8	8	0	0	0
バレーボール	23	11	34	53	24	77	54	18	72
フットサル	0	8	8	6	8	14	6	16	22
ボランティア葡萄	58	68	126	83	65	148	58	82	140
ルピナス(同好会)							0	10	10

6) その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生の意見を学校運営に反映するため年2回、学友会総務委員と学長・学部長との懇談会を開催している。そこで出された意見は食堂の狭さやメニューへの希望、手指乾燥機やATM、自販機（アイスクリーム）、売店の設置など多岐にわたる。2016年度に2号館が完成したことで、施設や物品等に関する学生の希望の多くは解決された。現在、課題となっているのは体育館の設置希望や時間割や再試験手続き等である（根拠資料7-18）。

学友会が実施した調査は3年間で6回である（根拠資料7-19）。2016年6月に実施した満足度調査では70.6%が満足と回答している。

学友会が実施したアンケート	
2014年度	7月 食堂に関するアンケート
	1月 改善箇所に関するアンケート
2015年度	9月 売店での販売希望品に関するアンケート
	3月 パン販売の希望アンケート
2016年度	6月 大学満足度調査
	7月 スクールバス、大学アピールポイントに関する調査

3. 学生支援の適正性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点
○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
○点検・評価結果に基づく改善・向上

1) 障がい学生への支援

障がい学生数については、2014年度は8名から2016年度は17名と年々増加傾向にあり、障がいに対応した「授業支援」「授業外支援」を実施している（根拠資料7-20）。学生の状況を把握する体制の整備と、アドバイザー、学生部長、保健室職員、学務職員、カウンセラー、校医との情報共有と対応、外部機関との連携、さらには、2016年の6月から毎月の運営会議に報告していることで教職員が情報を共有することで対応ができていると評価できる。支援についてはアドバイザーに負うところが大いため、アドバイザーが相談できる体制づくりが必要となる。また、就職支援について学生の希望に寄り添いながら、どのような職場が学生に適しているのかも含め議論することが課題となる。

2) 経済的支援

奨学金の申請者数や校納金の延納・分納はその申請数から、経済的負担者の軽減につながっている。また、家計急変の申請数は年度により異なるが、学生やアドバイザーからの相談で申請しており、新学期にもその都度ガイダンスする必要がある。

一方、2014年度に実施した「学生生活調査」のなかで、奨学金を受けている学生の経済状況は苦しく、アルバイト収入が多いことが明らかになっている。長時間のアルバイトは学業に支障が出る場合もあり、大学が紹介するアルバイトコーナーを設け、紹介するようにしている。

3) 学生の安全面への対策

被害を受けた学生の状況は学生からの「報告書」の提出により、内容と時間帯、場所などを継続して把握している。これまでも、安心安全担当者と連携しながら監視カメラの設置や被害に関する素早い対応と情報の発信、場合によっては結果についても情報を全学生と教職員に発信することで全員の注意喚起をうながすことにつながっている。

また、年2回の護身術の実施、犯罪防止のビラ配りなど、学生の自主的活動は継続している。また、安全安心担当者の配置により、個別の被害状況に警察と連携した対応や対策を講じることができている。

4) 課外活動の活性化

課外活動については、部員数、部長会議での意見交換会などからの課題の把握と対策を講じてきた。古賀市の体育館を利用しているクラブは少しずつであるが増加している。また、学外でクラブ活動を実施する人数も2014年度の41名から2016年度は115名と増加している。また、他団体のクラブと合流して活動を続けている学生も増えている。学外でのクラブ活動は年々増加傾向にある。

また、ボランティア活動は2014年度に表彰をうけている。

5) 学生の要望の把握と自主活動の促進

大学の環境や職員の対応、カリキュラム等、年2回の懇談会や学生が独自に実施するアンケート調査で改善に向けて定期的に意見交換会を行っている。その結果、改善している項目も多く、残されている課題も明らかになっている。

6) 就職・進学率の達成度

就職、進学ともに 100%であり、高く評価できる。就職者の 50%は学生の実習先である。経年的に実習先への就職率を調査しているが、将来どのように変化していくのか注視し、指導していく必要がある。また、学生に適した職場の開拓も今後の課題と考える。

【長所・特色】

1. 障がい学生への修学・進路支援

障がい学生への支援は、アドバイザーだけでなく学生部長、校医、保健室、カウンセラー間の情報交換、学外機関への紹介（臨床心理センターや医療機関）など、保健担当者会議や運営会議を通して情報を共有化し、細やかに対応ができています。

2. 学生の要望に対応した学生支援

年2回の学長、学部長等と学友会役員との話し合いの中で、学友会が実施アンケートをもとに懇談会を開催し、解決した内容と今後の課題を明らかにしている。また、学生の要望の中には、学友会自身が取り組むべき課題も明らかになり学生の自主性ととも責任も生じることで学生の主体性の育成にもつながっている。

3. ボランティア活動の充実

ボランティア活動は「ボランティア葡萄」が中心に行っており、2014年に表彰されたことで本学の独自の活動として高く評価される。地域のNPO団体や福祉団体からの要望も本学に文書と依頼があるなど、地域住民からの信頼と期待に応えることができています。

4. 高い就職率

就職・進学者ともに 100%であり、保護者からも高い評価を得ている。また、学生の満足度調査においても就職率が高いことが上げられている。

【問題点】

1. 学業不振・留年学生への指導

GPA2.0未満の学生は少しずつ減少しているものの、2年次が最も多い。さらにGPA1.5以下の学生も同様に2年次生に多い。留年する学生も2年次生に集中している。アドバイザーによる個別指導と教務部により指導等も行っているが、学業が不振となっている学生への指導が今後の課題である。

2. 課外活動（クラブ等）への支援

体育の科目では東医療センターの体育館を使用しているが、クラブ活動になるとその利用には限界があり、また、体育館の老朽化に伴い、2017年度までの利用になっている。古賀市の体育館を利用する方向で調整しながら、クラブ活動を展開している。少しずつ学外でのクラブ活動が盛んになってきていることを鑑み、体育館の設置が今後望まれる。

3. カウンセリング

2016年度にカウンセラーが学内の教員になったことから、カウンセリングの利用

が極端に減少している。学生が安心して相談できるよう学外者のカウンセラーの配置が今後の課題である。

4. 課題や改善点を議論するシステムの構築

学生支援については、学生部委員会や教務部委員会、教授会、運営会議等でその都度報告し議論することはあるものの、大学全体としての議論や改善策を教職員にフィードバックする場が少ない。毎年、自己点検・評価をし、その結果を共有する内部質保証の仕組みが必要である。

【全体のまとめ】

学生への支援については、アドバイザーを中心にして学生の個別性に考慮した細やかな指導が行われている。学生の主体的な活動である課外活動は活発であり、年々参加者は増加しており、本学の学生の特徴と言える。今後、体育館が新設されることでさらに活性化すると思われる。

また、アンケート調査等を通じて学生のニーズ等の把握に基づく改善もできており、今後も継続することで学修環境等の整備に繋がっている。

学業不振者への学修支援に対する課題も明確であり、今後、学生部と教務部で情報を共有しながらその対応と評価を考えていくことが必要である。

第8章 教育研究等環境

【現行の説明】

1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点
○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

教育研究等環境の整備については、設置認可申請時より高度化する医療に対応し、さらに教育活動の水準を向上させるための施設、設備の整備を行ってきた。

2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地・校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。

評価の視点
○施設・設備等の整備・管理 <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術 (ICT) 等機器・備品等の整備 ・施設・設備等の維持・管理、安全・衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備
○情報倫理の確立に関する取り組み

教育活動の水準の向上のため、2016年度に増築、改修工事を行い、2号館(2,049 m²増)の新築、1号館教室の増床(960 m²増)、図書館の増床(102 m²増)、自己学習室への改修、共同研究室への改修、事務室の変更を行った。2016年度の教育研究施設数は、講義室6室、演習室17室、実験実習室6室、情報処理学習施設(兼語学学習施設)1室、教員研究室28室となっている。[\[資料 8-1\]](#); 福岡女学院看護大学校舎面積一覧

特に、シミュレーション教育センター(AISim)はシミュレーションルーム4室、及びコントロールルーム2室を完備している。最新の設備・機器を導入し、医療現場を忠実に再現したシミュレーション教育を展開できる。

1) 基礎看護学実習室

実習室には407 m²の空間に30台のベッドを設置し、1ベッド当たり2～3名の学生を割り当て十分な演習ができるようにした。実習室には、授業時間以外の時間を使って学生が自主学習できる教育環境を整備した。床頭台にはタブレット端末が30台配備され、実技映像を教員や学生がネットワークを通して、逐次必要に応じて視聴覚資料として活用するようにした。2016年度の改修以降は、沐浴設備が5台設置され、小児実習でも使用できるようになった。

2) 成人・老年看護学実習室

実習室には、ベッド 14 台(併せて床頭台、オーバーテーブル)を設置し、実習モデル人形をはじめ成人看護急性期から慢性期、老年看護に必要な物品を準備している。2015 年度まで 1 号館で展開していたが、2016 年度 2 号館新築に伴い、シミュレーション教育センター(AI Sim)に統合された。

3) 地域・在宅看護学実習室

地域・在宅看護学実習室では、地域において保健師が乳幼児から高齢者にわたる幅広い対象に対して、予防活動を推進する保健指導場面のイメージや、在宅における療養環境の中で療養者への支援を行う看護職の活動のイメージが実際に描けるように、実習施設環境を整備した。2015 年度まで 1 号館で展開していたが、2016 年度 2 号館新築に伴い、シミュレーション教育センター(AI Sim)に統合された。

4) 母性・小児看護学実習室

母性・小児看護学実習室は、地域・在宅看護学実習室と可動式パーテーションで分けられた構造からなり、科目を履修する学生を一度に収容する事が可能な大教室としての機能を有する。発達看護援助論演習の学習効果を上げるため、この利点を最大限に活用して演習目的や内容に応じて小教室や大教室として使用し、学生がゆとりを持って看護技術の学習や疑似体験学習等の自己学習、またグループワークの場所としても活用できるよう、実習室の整備を行った。2015 年度まで 1 号館で展開していたが、2016 年度 2 号館新築に伴い、シミュレーション教育センター(AI Sim)に統合された。

5) シミュレーション教育センター(AI Sim)

より、臨床に近い学びの環境を提供することを目的として 2016 年度に竣工した 2 号館の 2 階 3 階に設置された教育施設である。

ICU シミュレーションルーム、4 床室シミュレーションルーム、周産期シミュレーションルームには高機能なシミュレーターが設置され、実際の住宅を模した在宅シミュレーションルームで在宅ケアを体得するなど、常に相手の立場・心情に配慮した看護の実践を学ぶことができる。100 名の学生ライブ配信のシステムを使った演習が可能なシミュレーションルームの特徴は以下のとおりである。

(1) 4 床室シミュレーションルーム施設・設備(備品)の特徴

病室に近い環境を設定し清拭、車いす介助など、患者さんの日常に必要なことを中心に、学生の臨地実習展開を支援することを念頭にして整備をしている。

(2) ICU シミュレーションルーム施設・設備(備品)の特徴

集中治療室を模した施設。ベッドに高機能のシミュレーターモデル人形を配置しバイタルサインモニター、酸素吸入、輸液、尿留置、心電図等を装着し、ベッドサイドには吸引セット、筆記道具、救急蘇生カートなどを設置した。

(3) 周産期シミュレーションルーム・設備(備品)の特徴

妊婦、新生児、未熟児のシミュレーションができるように環境を整備している。

母性看護学設備(備品)では、母体総合シミュレーターを導入し、妊娠期から産褥期までの各種演習や分娩監視装置の装着などに多目的に活用している。小児看護学設備(備品)では、医療的処置シミュレーションができる小児モデル人形、一次救急救命処置用の小児モデル人形や手術プレパレーション用の人形など多様なモデル人形を備え、触れながら考える体験型で理解できるよう工夫している。

(4) 在宅シミュレーションルーム・設備(備品)の特徴

実際の一般的な家を再現した施設。介護用ベッド、介護用ポータブルトイレ、畳などが設備されている。レイアウトを避難所や仮設住宅など多彩に変更することもできる。ごく普通に存在する日用品等の備品を備え、学生が創意工夫しながら体験学習を行い、地域・在宅で働く看護職に必要とされる知識や看護技術を学ぶことができるように機材・備品を備えた。

(5) コントロールルーム・設備(備品)の特徴

シミュレーションルームで看護援助を行っている学生をマジックミラー越しに観察しながら遠隔操作でシミュレーターの生体反応を変化させたり患者の声を発したりすることができる。直接観察される視線を感じないので、意識や緊張をすることなく学習に集中できる。周産期シミュレーションルームと在宅シミュレーションルーム用に1室、ICUシミュレーションルームと4床室シミュレーションルーム用に1室あり、各シミュレーションルームに備えたカメラやマイクで収録した画像を保存することができる。また、ディブリーフィングルームなど他室に中継する機能を備えている。

(6) ディブリーフィングルーム・設備(備品)の特徴

100人の学生が同時にシミュレーション演習をすることができるディブリーフィングルームを2室備えている。複数のプロジェクタースクリーンを備え、多様なディスカッションやタスクトレーニングが行える。

(7) TBL室

シミュレーションの映像のライブ配信や録画した映像を使ったシミュレーションの振り返りをグループでディスカッションするためのTBL室(Team Based Learning)が4室ある。

6) 施設設備使用者への安全・衛生の確保への取り組み

- ① ビル清掃 外部委託により土日曜以外の終日実施している。
- ② 警備 1号館2号館巡回、施錠、監視カメラ、機械警備を実施している。

3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点
<p>○図書資料の整備と図書利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備 <p>○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置</p>

2008年、福岡女学院看護大学として、福岡県古賀市に開校した。正面玄関西側に看護大学図書館を設置した。総面積310㎡、座席数60席、蔵書数3,548冊、雑誌56タイトルでスタートし、資料・情報の収集と提供を行っている。2016年度には館内を増床し、総面積412㎡、座席数116席へと拡張した。管理・運営は、福岡女学院看護大学メディア情報図書センター規程〔資料8-2〕及び福岡女学院看護大学図書館規程〔資料8-3〕に基づき、メディア情報図書センター委員会〔資料8-4〕が行っている。

図書館の方針は以下のとおりである。

- ① 学生の学習・研究活動及び教員の教育・研究活動を支援し充実させる
- ② 蔵書構成を検討する
- ③ 図書館情報システムを有効に活用し、利用促進を行い広報活動に力を注ぐ
- ④ 活字とデジタル情報を両方使えるハイブリッド図書館、電子図書館としての情報基盤を整備する
- ⑤ 地域社会への貢献を視野に開放を促進する

1) 図書資料の整備

(1) 看護大学図書館の図書整理とその有効利用

新設の看護教育の単科大学として、必要最小限の医療・看護関係の専門図書や専門雑誌を揃え開館した。

開学後は専門図書を中心に、教員と連携して、授業内容に即した資料を購入している。

一方、基本図書や一般図書は、同一法人の福岡女学院大学図書館から転用して、看護大学図書館書架に配架し利用に供している。2017年5月1日現在、看護大学の蔵書数は、図書約20,876冊 雑誌65タイトルとなっている。

(2) 図書等資料数とそのアクセス

2017年5月1日現在の看護大学蔵書数は 図書約20,876冊 雑誌65タイトルである。これに福岡女学院大学からの転用図書を含めると総冊数は31,367冊となる。

学生一人当たりの冊数は46冊(転用図書含:70冊)である。受け入れ冊数は【表8-1】、利用状況は、【表8-2】のとおりである。

視聴覚資料の収集は開学後に始め2017年5月1日現在692点所蔵している。また、電子書籍について2014年度より収集を開始し、2017年5月1日現在180点所蔵している。いずれも主に看護関係の専門資料である。

図書の配架は、開架式書架を取り入れ自由に資料を手にとれる状態にあるが、専門書以外の図書は閉架書庫にも配架している。NDC(Nippon Decimal Classification)分類順に和洋混配にして、主題別検索ができるよう配架している。

開学当初より図書館システム「NALIS」を導入し、学院の福岡女学院大学、中高図書館と同じシステムで稼働している。利用者 OPAC2台のパソコンで結ぶネットワークが形成され、資料管理、事務処理、貸出・返却を行っている。

図書館システム「NALIS」により、学院の図書館資料を一元化し、福岡女学院

大学図書館HPで各図書館の蔵書を公開しWeb検索ができるようにしている。

(3) 図書館予算

図書をはじめとする資料費は、予算要求に対する査定を受け、学院の財政状況や他の予算項目との調整等によって決まる。初年度からの資料費の推移は【表 8-3】のとおりである。

福岡県古賀市に看護大学を開学するに当たり、古賀市からの協力支援があり、完成年度まで一定金額の図書費の補助を受けている。

(4) 体系的整備

【図書資料収集】

資料収集の方針は、年度初め各領域から選出された委員で構成されるメディア情報図書センター委員会において協議し決定し、教授会に報告している。この方針に沿って、全教員の協力を得て授業概要に示された参考文献、学習参考書、研究用図書を購入している。

各年度の収集に加えて、本学図書館では次のような基本的な姿勢である。

第一に学生の学習支援のための看護関係基本図書を購入する。また学生のリクエストは優先的に取り上げる。

卒業研究に必要な資料の購入、臨地実習で必要な資料を揃え、学生の支援を行う。

第二に本学がキリスト教主義であることから、キリスト教関係資料の収集を基本方針の一つとしている。

図書館では基本図書をはじめ各主題分野の入門書・専門書を計画的に収集し、調和のあるレファレンスコレクションを構築するとともに、資料の出版状況等を把握し、学術書、教養書等の基本資料の選択に配慮している。

【購入雑誌と電子ジャーナル】

学術雑誌を中心に受け入れている種類は【表 8-4】のとおりである。看護関係の雑誌がほとんどで、4年生の卒業研究に必要な学術雑誌、学会誌そろえている。洋雑誌については2015年度より電子ジャーナルに切替えている。

【表 8-1;受入冊数】

年度	2014	2015	2016
図書受入(冊数)	1,018	1,003	1,042
視聴覚資料(点数)	73	56	56
消耗図書(冊数)	853	881	937

* 図書・視聴覚資料の受入冊数は、教員研究費で購入を含む。(2017年3月31日現在)

【表 8-2;利用状況】

年度	2014	2015	2016
学生総数(人)	436	437	456
入館者数(人)	39,573	33,375	40,410

貸出冊数(冊)		10,221	10,831	13,549
1人当たりの貸出(冊)		23	25	30
相互 協力	文献複写(枚)	8,787	5,471	2,893
	図書貸借(件)	2	0	1

(2017年3月31日現在)

【表 8-3; 資料費の推移】

年度	2014	2015	2016
図書費	5,200	5,200	5,200
消耗図書費	(150)	(90)	(10)
雑誌・新聞費	2,430*	2,688*	2,652*

*「消耗図書費」を含む、単位;千円、(2017年3月31日現在)

【表 8-4; 雑誌受入冊数】

年度	2014	2015	2016
和雑誌(点)	53	65	65
洋雑誌(点)	20	0	0

(2017年3月31日現在)

2) 図書館施設・設備の整備

看護大学の収容定員は400名であり、その15%に当たる閲覧席60席を設け、その内8席はキャレル形式の座席を設けている。2016年度の増床では、収容定員の29%となる閲覧席116席(内キャレル形式の個人ブース42席)と拡張した。

図書館は大学の正面玄関(学生入口)に面し、学生の動線的には機能的に配置されている。開放的な明るく快適な静かな環境である。ワンフロアの図書館であり、PCを10台設置しているが、閲覧席との間にAVブースを配置し、PCの音を緩和するように館内配置にも留意している。

また、閲覧机には情報コンセントおよび無線LANを準備し、学生の持込PCの利用のほか、館内貸出用PCを準備し、学生の自学習に利用している。

図書館は外からの光が充分に入り、また開架書架には充分な採光があり、明るく静かな学習空間を創出している。2009年には、学生の図書館利用の増加を考え、図書館に隣接する講義室を「」として、図書館から出入りのできる学習室・閲覧室に変更した。さらに2016年にはこの図書グループワーク室との壁を撤去し、閲覧室として増床した。

また、学習支援の一環としてカウンターには3名の職員を配置し、受付け業務・レファレンス業務の充実を図っている。

3) 図書館利用者へのサービス 資料 8-5; 看護大学図書館利用案内

(1) 図書館の開館時間

2008年4月からの開館時間は、平日は8時45分から18時30分、土曜日は休

館としていたが、学生の要望と5限目授業終了後も利用できるように、7月から開館時間を19時までとした。さらに2014年には開館時間を20時まで延長した。

2009年度は土曜日開館を試行的に9時から12時30分まで行い、2010年度より、土曜日9時～12時55分の開館時間として現在に至っている。

入館者数等の利用状況は【表 8-2】、土曜日の利用状況は【表 8-5】のとおりである。

(2) 利用者サービスへの取り組み

学院併設の大学図書館、中高図書館と同じ図書館システムで相互協力を行い、館内OPAC、Web上の資料検索で相互貸借等を実施している。

2009年度よりシラバス掲載の教員推薦の指定図書コーナーやテーマを決め展示図書コーナーを設置して学生への資料・読書案内を行っている。2011年度秋には、教員に推薦図書を挙げてもらい、パンフレットを作成し「おすすめ図書」の展示を行った。

4年生は、前年度末から卒業研究に取り組む学生がおり、論文の検索や論文入手についてのデータベースガイダンスを行い、所蔵雑誌が少ない本学図書館であるが、必要な論文を迅速かつ金額の負担が少なくすむようにと取寄せに配慮している。

一方情報源としてのデータベースを導入して資料検索システムを提供し始めている。

(例)

- 「医中誌 Web」「CiNii:NII論文情報ナビゲータ」
- 「CINAHL Plus with Full Text」
- 「MEDLINE」「Pub Med」等

(3) 図書館の地域への開放状況

2008年7月より「古賀市在住の市民」「国立病院機構福岡東医療センター専任職員」の利用を開始した。

福岡県より「福岡県看護教員養成講習会」受講生の図書館利用の要請に応え、利用の許可を行っている。

本学の一般開放状況は、古賀市民、国立病院機構福岡東医療センター専任職員に行っており、利用状況は【表 8-6】のとおりで、利用は定着している。

【表 8-5; 土曜日利用状況】

年度	2014	2015	2016
入館者数(人)	444	417	552
開館日数(日)	44	46	44

(2017年3月31日現在)

【表 8-6; 学外者利用状況】

年度	2014	2015	2016
入館者数(人)	730	387	222

年間貸出冊数(冊)	144	192	278
-----------	-----	-----	-----

(2017年3月31日現在)

4) 学術情報の処理

2008年開学時より図書館システム「NALIS」を導入している。2015年度末にはコンピュータ今後も新しい機能の追加をしていく。

図書、雑誌、視聴覚資料など、全ての所蔵資料の書誌所蔵データベースを構築し、それらを検索するためのオンライン所蔵目録(OPAC)を専用端末及びネットワーク上で提供している。

国立情報学研究所(NII)のNACSIS-CAT及びNACSIS-ILLシステムの処理も可能である。

5) 学術情報の提供システム

学術情報を含む有用な情報源については、学内LANの文献・各種データ検索から利用できる。

利用できる項目は次のとおりである。

- (1) 本学図書館の資料を検索(オンライン所蔵目録OPAC)
- (2) 他の図書館の資料を検索(NACSIS Webcat、WebcatPlus、国立国会図書館、公共図書館など)
- (3) 現在出版・販売されている資料を検索(日本出版書籍協会、近隣の書店、日本の古本屋、政府刊行物など)
- (4) 論文・各種データなどを検索(「医中誌Web」「CiNii:NII論文情報ナビゲータ」「CINAHL Plus with Full Text」「MEDLINE」「Pub Med」、福岡データWeb、日本の新聞社、世界の新聞社など)

その他、図書館内パソコンから検索できるデータベースとして、新聞記事検索データベース(日経テレコン21)を提供している。また、学院の大学図書館ホームページ上で、オンライン所蔵目録(OPAC)を提供している。

6) 国内外の他大学との協力

他大学とのとの協力については、NACSIS-ILLシステムを利用してNACSIS-ILL参加機関と文献複写及び貸借の相互協力を行っている。教員の文献依頼が主であったが、文献のオンライン利用が進み、複写外部依頼件数は2016年度には減少に転じている。【表8-7】。

【表8-7;依頼件数】

年度	2014	2015	2016
文献複写依頼件数	364	349	262
現物貸借依頼件数	0	0	0

(2017年3月31日現在)

【表 8-8; 受付件数】

年度	2014	2015	2016
文献複写受付件数	160	215	267
現物貸借受付件数	2	0	1

(2017 年3月 31 日現在)

4. 教育研究を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点
○研究活動を促進させるための条件の整備 ・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究の活性化を支援する体制

1) 専任教員に対する研究費の支給

本学教員が行う学術研究を助成するため、研究費を交付している。研究費は個人研究費と領域研究費に大別されている。個人研究費については【表 8-9】のとおり、職位に応じて交付額を定めている。また、領域研究費については予算の範囲において、各領域に在籍する助教以上の教員数で按分し交付している。研究費の使用については、「福岡女学院看護大学研究費使用内規」[\[資料 8-6\]](#)に用途を定めている。

【表 8-9; 職位別個人研究費交付額】

職位	交付額
教授	500,000 円
准教授	400,000 円
講師	350,000 円
助教	300,000 円
助手	200,000 円
契約助手	100,000 円

2) 専任教員に対する研究室の整備状況

本学では、【表 8-10】のとおり、職位に応じ研究室を提供し、研究環境を整備している。

【表 8-10; 職位別研究室】

職位	研究室種別	名称及び定員
教授	個人研究室	第1～24 研究室
准教授		

講師		
助教 助手	共同研究室	第1共同研究室(定員6名) 第2共同研究室(定員6名) 第3共同研究室(定員3名)
契約助手	助手研究室	助手研究室3(定員13名)

2016年度1号館改修によって、全学共用の共同研究室が整備された。共同研究室には研究に資するソフトウェアを搭載した共用のPC等が設置された。

3) 学院活性化推進助成金制度

2010年度より、学院活性化推進助成金規程〔資料 8-7〕に基づき、本学院の教育研究活動の活性化を図ることを目的とし、本学教職員のFD活動、SD活動、その他の教育研究活動に対して助成している。申請の採択及び助成額は理事長を委員長とする審査委員会により審査され、合議により決定し、常任理事会に報告している。

個人研究費や領域研究費では取り組むことのできない研究を、助成金制度に申請することで可能にしている。

4) 情報基盤設備

教育研究に供する情報インフラとしては、開学時より1ギガビットの光ケーブルを敷設し、ブロードバンドに対応したインターネット常時接続環境となっている。端末としては、ゼミ室を含めた全ての教室と教員研究室に情報コンセントが設置され、インターネットを利用した教育研究が遂行されている。学生は、PC教室のPC60台と図書室のPC10台を利用することができる。学習用貸出モバイルPCは図書館内5台、学内用30台が使用可能となっている。自学習スペースには10台のデスクトップPCが設置されている。また、学内全館に無線LANエリアが拡大し、個人のPCを利用してインターネットに接続可能となっている。以上より、ネットワークを介して、様々な情報資源にアクセス可能となっている。

5) 情報教育研究システム

教育研究に資するシステムとしては、ファイルサーバー(開学時より)、グループウェア(2010年より)、オンライン学習システム・コースパワー(2010年より)、動画サーバー(2013年より)、WEB看護師・保健師国家試験対策ソフト(2009年より)、オンライン学習システム・ナーシングスキル(2014年より)が導入され、教員、及び学生の教育研究に利用されている。

6) 情報化の進展に合わせた、教職員及び学生の情報倫理の確立

(1) 1年次コンピューターリテラシー(必修)講義内で、メディア情報図書センターハンドブックを使用して情報倫理について講義している。2～4年次生には、4月初旬に、情報セキュリティ講習を開催している。本講習は、啓発ビデオとパンフレット解説によって情報倫理についての研修となっている。

(2) 2年次に実習に先立つガイダンスにて、個人情報保護の取り扱いを中心とした講習を行っている。

- (3) 新任教職員には4月初旬に、情報セキュリティに関する学院の規定について説明を行っている。
- (4) 教職員対象の教育システム説明会において、情報セキュリティに関する講習を実施した。
- (5) 情報セキュリティに関する事案、例として、ウィルス注意に関する注意喚起メールを年間数回一斉配信している。

5. 研究倫理を遵守するために必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点
○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み ・規程の整備 ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、研究倫理委員会を設置し、同委員会規程<資料 8-8>に基づき、研究する前には必ず同委員会の承認を得ることを規則として設けている。倫理委員会にて審議された研究計画は【表 8-11】のとおりである。

【表 7-11; 審査件数】

年度	2014	2015	2016
研究倫理審査(件)	13	11	7
承認(件)	11	10	7

6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点
○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上

- (1) 校地・校舎に関しては運営会議にて、点検確認を行い、評価を行っている。運動場の整備に関しては2017年度より建設に着手した。
- (2) 教室等教育環境については、教務部委員会で点検確認し、評価を行っている。
- (3) 学生生活等に関する施設整備については、学生部委員会で点検確認し、評価を行っている。
- (4) ネットワーク及びICT設備に関しては、メディア情報図書センター委員会で点検確認し、評価を行っている。
- (5) 図書館に関しては、メディア情報図書センター委員会で点検確認し、評価を行っている。
- (6) シミュレーション教育センター(AI Sim)の運用に関してはシミュレーション教育センター運営委員会で点検確認し、評価を行っている。

【長所・特色】

1. 教育研究に必要な施設・設備について

1) シミュレーション教育に関係する施設・設備の活用による教育の向上

臨地実習の環境にシミュレートした施設・設備を有する環境における演習が向上し、学生のレディネスが向上するとみられている。3年次後期の臨地実習での効果を評価が待たれる。

2) 自学習スペースの増加による学生の学習の向上

教室以外に図書館、自己学習室、視聴覚室、食堂等の自学習スペースを活用して学習する学生が増えている。

2. 図書館、学術情報サービスについて

1) 図書館施設・設備の整備

2016年度に閲覧席60席から116席へ拡張したことにより、より多くの学生が閲覧、学習することが可能となった。特に、独立したキャレル形式の学習ブースを8席から42席へと大幅に拡張し、日々の学習や国家試験対策等の学習図書館としての機能を充実させている。

2) 電子図書館としての機能強化

2014年度より電子ブックの導入を開始し、また2015年度には冊子体で購入していた外国雑誌を電子ジャーナルに切り替えた。これにより、図書館内だけでなく学内のどこからでも、いつでもアクセスできる利便性や即応性に加えて、全文検索やマルチメディア情報の利用、他の文献へのリンクなど電子媒体ならではのメリットを活かして教育研究に資することができた。

3) 図書館利用者へのサービス

開館時間については、学生の要望に応え20時に延長した。女子大であることや大学の立地利便性、学生の利用実績からみると妥当であろう。利用者は増加しており、延長したメリットはあるようだ。

3. 教育研究等を支援する環境や条件

1) 情報システムを利用した教育研究

学生教員ともに、ブロードバンドに対応したインターネット接続環境を利用して、教育研究が深まっている。

ファイルサーバー、動画サーバー、グループウェア、オンライン学習システムは全ての教員ではないが、講義、演習、実習等に活用されている。一部のシステムは学外の自宅等から利用することもできるようになっている。コースパワーは課題学習、アンケート等に利用されている。ナーシングスキルは看護系授業の事前事後学習に利用されている。WEB看護師・保健師国家試験対策ソフトは、学生によって模擬試験や受験対策としての利用がなされている。

無線による応答システム(クリッカ)が、講義内での学生アンケート、小テスト等に利用されている。

2) 図書館利用者へのサービス

2010年度より土曜日開館を始め、2014年度以降の利用状況は【表7-5】のとおりであり、2016年度は500名超に入館者が増えた。

教室と図書館を結ぼうという観点から、教員との連携を密にし、課題学習やレポート・論文作成等の支援体制を整えている。

3) 情報システムを利用した教育研究の発展

学内教員、及び非常勤教員に学内の教育システムを活用していただくように、広く周知する。また、新たなシステムの要望を学生教員から得て、システム更新時に反映させる計画である。

【問題点】

1. 図書資料・施設・設備の整備、利用者サービス、地域開放

看護大学の図書館として、専門的な資料を重点的に収集していかなければならない。専門雑誌やデータベースを揃え利用指導を行うことにより、学生や教員の論文検索や論文収集の援助をしていくことが必須である。図書館システムを検証し機能追加を行い、利用者へのサービス向上を図ることが必要である。

図書館への入館者は年々増え、貸出冊数も増加している。2016年度に増床し、閲覧座席数の拡張を行ったが、今後は現在収納率 80%となっている書架の増設を検討する。今後は書架の増設を行い、図書館内のレイアウト変更や情報検索のためのPCの増設、国家試験対策コーナーの充実等を改善していく予定である。

本学図書館は学習図書館、電子図書館としての機能を充実させ、学術情報発信基地としての図書館構築を目標としている。電子図書館機能の充実のためには、学院の大学図書館、学院情報基盤担当部署との連携が不可欠であり、メディア情報図書センターとして学術情報アクセスについての技術的な検討を行う。

また、学生がデータベースや情報源を活用した文献検索能力を習得できるように、情報検索指導を行ってくとともに、教員と連携して、授業との関連を深め、図書館の利用促進を図っていくことが重要である。

大学間の文献複写の依頼・受付については、NACSIS-ILLを利用しており、迅速に処理している。現在文献複写等の申し込みは用紙記入がほとんどであるが、Web上からの申し込みや進捗状況の確認ができる機能を理解・浸透させ、利便性を向上させるためにシステムを有効に使うとともに、業務のさらなる迅速化、省力化を実現する。

図書館の地域開放については、市民への知的・文化的空間を提供し、看護関係の専門書や闘病記などを提供していくことを念頭に、学生の学習環境の向上とのバランスを図りつつ、継続して地域住民の利用促進を進めていく。

2. 教育研究等環境の整備に関する方針

文部科学省の完成検査時に、参考意見として食堂、体育館の整備が望ましいとの意見が大学設置審議会委員より出た。2016年度、2号館の建設により食堂が整備された。

3. 教育研究等を支援する環境や条件の整備

1) 情報基盤整備(PC利用環境の不足)

学生においては、PCルーム以外に、図書館及び自学習スペースでのPC利用できるが、数に限りがある状態である。また、通常の教室では、限定した貸出PC数と電源設備と無線LAN環境のため、講義の受講時に全員が利用できる状態ではない。

2) 看護教育システム整備(ソフトウェア環境の改善)

看護教育の高度化に伴った、授業支援ソフトウェア、学習支援ソフトウェアを検討後導入、

学内利用を図っていく計画である。

3) 看護シミュレーション教育システム整備(施設・設備環境の改善)

シミュレーション教育の改善のため、シミュレーション教育センター運営委員会にて施設・設備環境を検討し改善を図っていく計画である。

【全体のまとめ】

開学以来、1号館の増築改修と2号館新築を経て教育施設・設備の充実を図ってきた。講義室の増加によって、教育カリキュラムの変更に対応した。看護実習室については1号館の3フロア大部屋3室から、1号館1フロア大部屋1室と2号館2フロア大部屋2室と4シミュレーションルームに拡充した。また、シミュレーターをはじめとして各種実習設備を配備中である。2015年度以前は各看護領域で、施設設備を区分していたが、新築改装により施設設備を共用するケースが拡大している。今後も、シミュレーション教育に対応するため、施設設備の運用方策を含めて、施設設備機能は改善していく計画である。

教育研究環境としては、学生の自学習環境を図書館増床によって改善させた。教員の研究環境は、教員数の増加に応じて研究室を整備し、共同研究室には共同利用のパソコン、ソフトウェアを整備し、効率的に改善を図った。ICT 環境としては、ネットワークシステム環境を更新し整備を図り、各種教育システムの導入を実施した。同時に、研究倫理、情報セキュリティの確保も不断に行っており、これまで重大なトラブルは発生していない。

図書館においては、教育研究への支援の中核を担うため、看護教育研究のための学習図書館として、教育研究電子図書館を目指してきた。教育研究資源の検索機能強化と看護学習に資する映像資源のオンライン化が取り組まれている。

教育カリキュラムの改善や、学生の在学環境の改善と相対応して、教育研究環境の改善は今後も継続するものと考えている。

【資料一覧】

- 資料 8-1 福岡女学院看護大学校舎面積一覧
- 資料 8-2 福岡女学院看護大学メディア情報図書センター規程
- 資料 8-3 福岡女学院看護大学図書館規程
- 資料 8-4 福岡女学院看護大学メディア情報図書センター委員会規程
- 資料 8-5 看護大学図書館利用案内
- 資料 8-6 福岡女学院看護大学研究費使用内規
- 資料 8-7 学院活性化推進助成金規程
- 資料 8-8 福岡女学院看護大学研究倫理委員会規程

第9章 社会連携・社会貢献

【現行説明】

1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示している。

評価の視点
○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献、社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、キリスト教精神に基づき、人間の尊厳、倫理観を備えたヒューマンケアリング教育を目指しており、看護学、医学の専門知識、技術をもって、**医療・保健・福祉を中心に地域及び国際社会に貢献**することを教育理念に掲げている。

この大学理念に基づき、本学は、地域に開かれた大学をめざし、開学以来、古賀市と連携協定（資料 a）を結び、市と共同で様々な事業を実施している。古賀市との連携協定に際しては、規定を設け（資料 b）。市と共同の事業計画や評価のために、年に2回、3月と9月に連絡協議会を開催している。

2016年からは、古賀市議会ともパートナーシップ協定を結び（資料 d）、議会の見学や議員へのインタビューなどの教育機会を作るとともにその活動発表会に議員が参加したり、また、地域事業に対し、議員と学生がともに住民インタビューを行ったりなど、共同で活動する機会を設けている。

2014年には、行政機関や地域とのさらなる連携・強化を目的に、社会連携推進センターを設置した。古賀市や市議会などとの連絡調整窓口を、社会貢献推進センターが実施し、連携事業の内容や方法などの検討は社会貢献推進委員会で実施している。

社会貢献推進委員会では、「教職員が積極的に社会に貢献する(ビジョン)」、「大学と社会をつなぎ、社会貢献を推進する(ミッション)」を掲げ、大学教職員間で共有し、教職員は、それぞれの専門分野を生かした社会貢献活動を実施し、委員会はその活動を推進するための環境整備や社会との調整業務を担っている。

2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果などを適切に社会に還元している。

評価の視点
○学外組織との適切な連携体制
○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究の推進
○地域交流、国際交流事業への参加

本学では、古賀市との連携連絡協議会を年に1回開催し、市の幹部と大学の学長をはじめとした代表者で、大学と市が協力協働して実施した事業の評価を行うとともに次年度に向けての計画について検討を行っている。さらに、年度末に1回、看護大学からの次年度教育計画と古賀市側からの市事業への協力要請について、調整するための実務担当者会議を開催している。また、連携連絡協議会が、より具体的な計画や事業の評価の機会になるように、2016年からは、事務部会を設けて、行政担当者のニーズ、大学教職員のニーズをボトムアップで吸い上げ課題を整理し、連絡協議会の準備を行うために事務部会を設置して取り組み体制を強化した(資料c)。

教員がそれぞれの研究実績や専門性を活かして、表eに示すような様々な社会貢献活動を実施している。また、それらの社会貢献活動の実績を2014年に文部科学省の私立大学改革総合支援事業に申請し、受諾された。それにより、購入できた表fに示す機器備品は、学内関係者が実施する住民の健康づくりのための活動に活用しており、年間、約1000人程度が利用している。また、古賀市にも貸し出しを行っており、年間5000～6000人程度が利用している。

教員も行政や住民の健康づくり活動を支援しており、行政区単位でのヘルス・ステーション事業の立ち上げの支援を複数の行政区に対し実施しており、学生も4年生の総合看護学実習で、ヘルス・ステーションの運営マニュアル作りや健康測定の活動モデル案の提示などを行っている。その他、高校生・中学生・小学生を対象にした生活習慣病予防のための骨密度測定やその結果を踏まえた健康学習の機会の提供等も行っている。これらは、大学が行政を介して厚生労働研究や文部科学省の科学研究費の研究協力の要請をしたことが契機に開始され、研究協力期間終了後もその活動は継続されている。従来、学校保健と地域保健の連携は容易でなかったが、大学の介入をきっかけに、児童生徒を対象に行政と学校が連携した健康増進活動は継続的に行われることになった。

さらに、教職員学生が、社会で活動する際に、大学としての活動を社会にアピールするために、大学名の入ったウインドブレーカーを作成し、それらを着用して活動を実施している。

また、学生が授業の一環として地域踏査を実施したり、住民たちへインタビュー活動などを行ったりしている。また、それらの報告会では、協力してくれた住民や行政・議会関係者を大学に招いて実施し、積極的な意見交換をしている。さらに、健やか教室、糖尿病予防教室などの地域貢献事業に対しては、報告書を作成し、一年間の活動実績を社会へ還元する等、積極的な地域交流事業を実施している。

3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果を元に改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点
○適切な根拠(資料・情報)に基づく点検・評価
○点検・認証結果に基づく改善・向上

古賀市と行政との事業評価については、前述のように、年に1回開催される連携連絡協議会の際に、双方から実績報告を行い、それらの事業の評価を行っている。また、大学の活動も含めた行政の保健福祉事業の評価については、市が市内外の外部委員を招聘し、「古賀市健康づくり推進協議会（市の健康づくり事業のPDCAを行う機関）」の席で検討が行われており、本学教員も委員として参加している。その席では、様々な活動の実績報告をもとに、事業計画が検討されているが、大学が共同、サポートした事業の評価は高く、大学が関わったモデル事業が多数、市全体の事業として取り上げられている。

2014年度以来、大学の社会貢献活動を広く社会に紹介するために、社会貢献委員会でホームページの拡充を検討し、「社会貢献」のバナーを設けた。以後、教職員学生の社会貢献活動を紹介する機会を設け、活動紹介している（資料g）。さらに2014年からは、年度末に教職員の社会貢献活動の実績報告の機会を設け、資料hに示すような内容で調査を実施した。また、2015年度からは、社会貢献活動を報告するシステムをweb上に儲け、教職員の社会貢献活動の実績を収集している（資料i）。また、大学の社会貢献委員会経費や備品を用いて活動した事業については、実績報告書の提出を求め、社会貢献活動報告書をCDで作成し、教職員への周知を目指し、準備中である。

教員35名中、23名(65.7%)に年1回以上の社会貢献活動の実績があり、活動回数に大きな差はあるものの、社会貢献活動は教員の中にも広がってきている。

同2014年に、教職員の社会貢献活動の実績を基に、文部科学省私立大学改革総合支援事業のタイプ2（社会貢献）に申請をした。タイプ2の申請には、評価基準があり、実施体制、社会貢献内容の2区分から大学での実績を評価するようになっていた。総合得点では、本学の教育プログラムが地域でのアクティブラーニングを積極的に取り入れていることや教職員の地域活動や公開講座などの実績がポイントとして累積され、採択された。しかし、社会人の履修機会の提供やそのための体制整備の課題、また行政との経済的な連携体制が脆弱であることが明らかになった。以後、これらの問題についても、行政との連携会議の中で検討を行っている。この補助金事業に採択されたことにより、社会貢献活動のために必要な機器代1000万円相当（資料f）と、補助金800万を受給した。2016年にも私立大学改革総合支援事業に申請し、採択され、450万相当の機器（資料f）と、補助金800万を受給した。

2016年には、看護大学としての専門性と社会活動の実績を生かして、文部科学省課題解決型高度医療人材養成プログラムに応募した。結果、社会貢献活動の内容や方向性に対しては高い評価を受けたが、取り組み体制が一部領域の活動にとどまっている感があるとの指摘で、全学的な取り組みが課題であるとの評価で不採択となった。

【長所・特色】

古賀市・古賀市議会と、周辺地域の行政機関との連携協定やパートナーシップ協定を結ぶことができ、それに基づいて、より実践的な看護教育が実践できている。市民に開かれた大学として、図書館も開放しており利用もされている（資料j）。また、市民からの図書寄贈の申し出の機会も多い。また、教員の専門性をいかした様々な公開講座も好評であ

る(資料k)。また、看護大学ならではの特徴を生かし、市民の健康や予防活動の参考にしてもらえるように健康測定や健康相談・健康教育などの機会を設けており、学生も事前に学習会などを開催して、教員共々市民サービスを行っている。利用する市民も年々増加し、また、継続的に利用する市民も増えている。

近頃は、市民が大学教員に様々な地域活動や講演などの依頼をしてくる機会も増えている。市民から、新たな公開講座の機会を増やしてほしいとかのニーズも年々増えてきている。

【問題点】

前回の認証評価で、「大学全体として体系的に検証できる体制の構築」が課題であるとの指摘を受けた。年々、大学内で社会貢献活動に対する理解も深まり、活動内容も幅広くなってきている。しかし、一方では「社会貢献活動」に対して参加のきっかけがない教員もいる。

- ・大学の第三の使命である「社会貢献活動」を、教育・研究と同等に教員の実績として評価する仕組みが必要である。
- ・社会貢献活動が実行できる時間の確保が必要である。
- ・市民や地域社会の関係組織の人々が教職員の専門性の情報をもとに、大学や教職員にアクセスできる仕組みが必要である。

【全体のまとめ】

本学教職員の社会貢献活動の取り組みは、年々、増加してきており、実績報告の仕組みの作成や文部科学省の補助金申請等、様々な評価機会を通して、より加速してきている。しかし、その一方で、社会貢献活動を行う機会の乏しい人もいる。今後は、そのような活動機会の格差を是正するとともに、その実績の分析を行い、看護大学として、また様々な教職員の専門性を生かしながら、さらに特徴ある活動ができるように、地域社会との連携体制を深めるなど、社会貢献活動の発掘も課題である。そのためにも、教職員の活動実績を教職員にフィードバックすることから初めて、社会貢献活動に対する士気をさらに高めることが必要である。また、現在、社会貢献活動の実績を報告するしくみまでは構築できたが、それを教職員の業績評価の一環として評価するまでは至っていないので、教職員の「社会貢献」の業績評価を大学全体として明確に位置づけるような取り組みを早急に取り組む必要がある。

■実施状況が把握できる資料

a.古賀市との協定書

<p style="text-align: center;">古賀市と福岡女学院看護大学の官学連携に関する協定書</p> <p>古賀市（以下「甲」という。）と福岡女学院看護大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり官学連携に関する協定を締結する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、多様な分野において、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。</p> <p>（連携事項）</p> <p>第2条 甲と乙は、前条の目的を達するために、次に掲げる事項について連携する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康、看護及び福祉の充実に関すること (2) 地域コミュニティの発展に関すること (3) 教育・文化及び学術研究の振興に関すること (4) 人材の育成・交流に関すること (5) その他甲と乙が協議して必要と認める事項 <p>（連携に関する協議機関）</p> <p>第3条 甲と乙は、前条の連携を円滑かつ効果的に進めるために、連絡協議会を設置し、具体的事項を検討するために、事務部会を設置する。連絡協議会及び事務部会については、別に定める。</p>	<p>（有効期間）</p> <p>第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から、3年とする。</p> <p>ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から特段の申し立てがない場合には、有効期間満了の日の翌日から、更に3年間有効とする。その後においてもまた同様とする。</p> <p>（その他）</p> <p>第5条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。</p> <p>この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。</p> <p>平成21年7月14日</p> <p>甲 古賀市 古賀市長 中村 隆 象 </p> <p>乙 福岡女学院看護大学 学 長 徳 永 徹 </p>
--	--

b. 古賀市・福岡女学院看護大学連絡協議会及び事務部会設置規程
（設置）

第1条 古賀市（以下「市」という。）と福岡女学院看護大学（以下「大学」という。）の官学連携に関する協定書（以下「官学連携協定書」という。）第3条の規定に基づき、古賀市・福岡女学院看護大学連携連絡協議会（以下「協議会」という。）及び事務部会（以下「協議会等」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、官学連携協定書第2条の連携事項を円滑かつ効果的に進めるため、次の事項について協議する。

- (1) 市と大学の資源や機能の交流に関すること。
- (2) 市と大学の協働による調査研究及び事業の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、円滑かつ効果的な連携のために必要なこと。

2 事務部会は、連携に関する実施計画案等を作成し、協議会の決定を受けて事業を推進する。

（組織）

第3条 協議会等は、別表に掲げる者をもって組織する。

（会長）

第4条 協議会等の会長は、当該会議における協議により選出するものとする。

（会議）

第5条 協議会等の会議は、年1回以上の開催とし、それぞれ会長が召集する。

- 2 協議会等は、過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会等の庶務は、古賀市保健福祉部予防健診課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、当該会議において合議の上、定める。

c. 古賀市福岡女学院看護大学連携事業実施体制 (別表(第3条関係))

協議会等	区分	構成員
協議会	看護大学	学長
		副学長
		学部長
		事務部長
	古賀市	市長
		副市長
		保健福祉部長
		総務部長
事務部会	看護大学	事務部長
		事務部 総務係
		教授
	古賀市	保健福祉部 関係課
		総務部 関係課
		教育部 関係課

d.市議会とのパートナーシップ協定書

古賀市議会と福岡女学院看護大学との
パートナーシップ協定書

古賀市議会（以下「議会」という。）と福岡女学院看護大学（以下「看護大学」という。）とは、両者の連携と相互協力に資するため、次の通り協定締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民を代表して市政に関する意思決定を行う議会と、知的資源を集積する看護大学がパートナーシップを構築することにより、それぞれが持つ資源を有効に活用し、地域社会における政策課題への適切な対処と、地域の発展に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、議会及び看護大学は相互に連携、協力をするものとする。

- (1) 健康づくりについての意見交換、研修の機会
- (2) 議会の政策形成能力の向上に関すること
- (3) 看護大学の教育研究環境の充実に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために、議会及び看護大学が協議の上、必要と認められる事項

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年（2016年）3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、議会又は看護大学から本協定にかかる変更又は解消の申入れがないときは、同一条件によりさらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、議会と看護大学との協力に関し必要な事項については、両者協議の上、別に定めるものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、議会及び看護大学がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年（2015年） 2月24日

古賀市東1丁目1番1号
古賀市議会

古賀市千鳥1丁目1番7号
福岡女学院看護大学

議長 奴間 健司

学長 西間 三啓

e.社会貢献活動（具体的内容）*(数字)2015年度実績

高等学校等、学校と連携した取り組み(1)	児童・生徒等を対象とした骨密度の測定
産業界(医療機関・施設など含む)と連携した取り組み(3)	医療機関・施設等への学生ボランティアの派遣・調整 お出かけマップの作成 在宅療養児の療養環境整備
地方公共団体と連携した取り組み(13)	古賀市健康福祉まつり 地域のヘルス・ステーションの活動支援 障害者の就労支援の検討

f. 文部科学省私立大学改革総合支援事業で購入した機器

2014 年	超音波骨量測定装置	ビーナス スタントアロタイプ	2	石川製作所
	ホテールコンポジションアナライザー	Inbody S10	2	バイオスペース
	同専用パソコン (NEC/Win7)	PCLB-INS	1	NEC
	アリーア Afinion アナライザー	800003270	2	アリーナ
	キャノン大型プリンタ	IPF780	1	キャノン
	大型プリンタースキャナー	M40MFP	1	
	パソコン 東芝 dynabookKIRAV834	PV834KAN543D41	1	東芝
	マークシート読み取り機	OMR SR-3500 HYBRID-Plus	1	
	EPSON 液晶プロジェクター	EB-1771W	1	EPSON
	妊婦腹部触診モデルⅡ型	LM-105	1	(株)高研
	妊婦体験ジャケットⅠ型	LM-054	2	(株)高研
	コーケンベビー男の子	LM-026M	5	(株)高研
	コーケンベビー女の子	LM-026G	5	(株)高研
	遊びのひろば 大	2100×2100mm	1	(株)一步
	2016 年	無拘束睡眠時呼吸検査装置	SPU-01, SD-102	10
スリープレコーダー SD-101、SPU-01				

g. 大学ホームページ (社会貢献紹介バナー)

ご挨拶
女学院のあゆみ
教育の理念
学びの特徴
充実の実習先
資格・進路
学生生活
入試情報
社会貢献

[HOME](#) > [社会貢献](#)

福岡女学院看護大学とは

English Information

よくあるご質問

チャペル礼拝

教員紹介

2018年4月開設
多言語医療支援コース

シミュレーション
教育センター

オリーブ基金

社会貢献



- 公開講座
- 講義・公演可能テーマ
- 図書館の利用
- 東日本大震災への支援
- 天神サテライト
- 福岡女学院生涯学習センター
- 科目等履修生、聴講生、研究生、特別聴講生、委託生および長期履修生
- 社会連携推進センター

就職率
100%

これまでの
進路状況

進学相談会

h. 教員の社会貢献実績報告項目

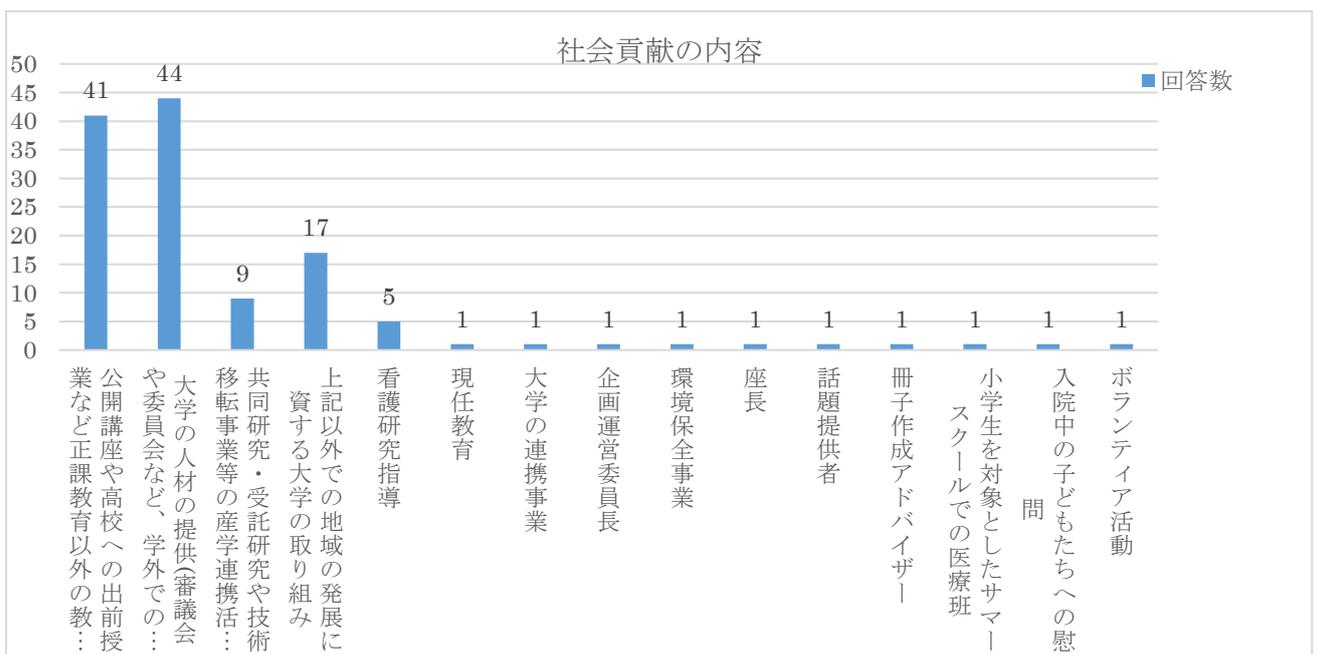
報告者人別集計
開催場所別集計
共同実施者の所属での集計
社会貢献の内容での集計
連携元での集計
社会貢献の内容での集計
連携先での集計
社会貢献の対象での集計
参加人数での集計
委託文書の有無
大学への報告の有無
大学物品の学外での使用
使用した物品
活動名集計

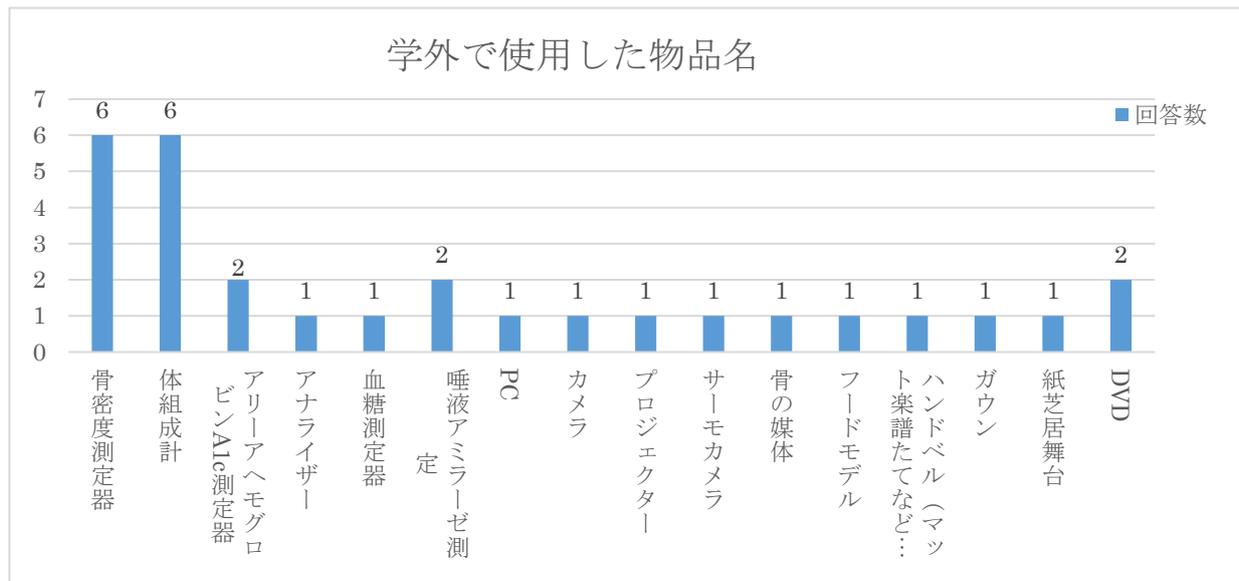
i. 社会貢献実績報告の内容

1) ホームページ掲載記事の内容

	健康教育	ボランティア	健康測定会
2016 年度	すこやか教室（妊婦） 糖尿病予防教室、OB 会 性教育 公開講座（夏季・秋季） 保健学習	高齢者対象聞き書き 災害ボランティア 障害児交流活動	小学生対象 大学祭 公開講座（夏季・秋季）

2) 社会貢献内容





j. 古賀市民の図書館利用者数

年度	利用者数
2014年	37

k. 公開講座実績

年度	開催日	開催場所	テーマ	講師
2014	6月21日(土)	福岡女学院 看護大学	子育て再考ー今一度考えたい家族のかたちー	講師 椎葉 美千代
	10月19日(日)	サンコスモ古賀	アレルギーと環境	学長 西間 三馨
2015	6月20日(土)	福岡女学院 看護大学	心と体にやさしい重粒子線がん治療	学長 十時 忠秀
	10月8日(日)	サンコスモ古賀	最期まで自分らしく生ききるために ～模擬体験から考える命の終(しま)い方～	准教授 酒井 康江
2016	6月18日(土)	福岡女学院 看護大学	いまさら聞けない。がんの常識・非常識	学長 片野 光男
	10月16日(日)	サンコスモ古賀	ストレスを知って、測って、対処する。	准教授 藤野 ユリ子

第 10 章 大学運営・財務

(1) 大学運営

【現状説明】

1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点
○大学の理念・目的の実現及び内部質保証システムの機能化のための大学運営に関する中・長期の方針の明示
○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学では、大学の最高責任者である学長による 2015 年度から 2017 年度に向けての中・長期目標が書面で示された（資料 10-1）。それは運営会議において報告され、教授会において全教員へ周知された。また、この計画に関しては学長室に掲示され、常に進捗状況と照らし合わされる仕組みとなっている。さらに、進捗状況は重要事項を審議し、かつ最高決議機関である運営会議において、機会あるごとに学長より報告がある。さらにその儀を経て教員が全員参加する会議（教授会等）や行事のときに書面や口頭で周知される。

法人に対しては年度ごとに事業計画・事業報告書を作成して、理事会・法人評議員会に報告している。

2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行なっているか。

評価の視点
○適切な大学運営のための組織の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・学長の選任方法・権限の明示 ・役職者の選任方法・権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応 学友会との懇談
○適切な危機管理対策の実施

学長の選任と職務・権限

・ 学長の選考及び任期については、福岡女学院看護大学学長選任規程(資料 10-)に定められている。学長の推薦は、理事及び監事、評議員、看護大学所属の助教以上の専任教員及び事務部長と定められており、学校長候補者推薦要領(資料 10-)に基づいて理事長宛に行われる。理事長は、推薦された候補者について同規程に規定する資格を審査した後、理事会に上申し、理事会は候補者について審議の上、決定する。

また、学長の職務は、看護大学の最高責任者として校務をつかさどり、所属教職員を統括すると福岡女学院規則(資料 10-)に規定されている。さらに、学長の権限については、福岡女学院規則(資料 9-1-12)に、基づき看護大学の最高責任者として校務をつかさどり、所属教職員を統括する。

学部長の選任と職務・権限

・ 学部長の選考及び任期については、福岡女学院看護大学学部長選任規程(資料 10-)に定められている。学部長の選任は学長が推薦し、常任理事会の決定を経て理事会に報告し、決定する。また、学部長の職務は、学部を代表し、教授会を主催して校務をつかさどり、学長を補佐すると福岡女学院規則(資料 10-)に規定している。さらに、学部長の権限については、学部を代表し、教授会を主催して校務をつかさどり、学長を補佐すると規定している。

本学の管理運営体制

・ 大学を取り巻く社会情勢の厳しい状況が続く現在において、新設の大学として迅速に課題解決に進む体制の構築を基本方針としている。

大学の最高責任者である学長のもとには、管理運営に関する重要事項を審議する運営会議を設置し、学部の代表である学部長のもとには、大学の教学に関する事項を審議する教授会及び各種委員会を設置している。

また、法人に対しては年度ごとに事業計画・事業報告書を作成して、理事会・法人評議員会に報告している。

運営会議・教授会・スタッフミーティング

・ 運営会議

運営会議は、福岡女学院看護大学運営会議規程(資料 9-1-7)に基づき、本学の管理運営に関する重要な事項を審議するために、学長、学部長、宗教部長、教務部長、学生部長、シミュレーション教育センター長、メディア情報図書センター長、社会連携推進センター長、事務部長及び学長の指名した者により構成されている。また、本学の管理運営方針が教職員に浸透するよう、運営会議で審議された事項は、教授会に報告すると規定している。

・ 教授会

教授会は、福岡女学院看護大学教授会規程(資料 3-11)に基づき、学長・学部長・部長、専任の教授及び准教授により構成されており、毎月1回開催している。教授会の下部組織として、各種委員会(資料 9-1-12)を設置しており、大学の運営上の様々な

課題について、各種委員会で検討のうえ、教授会に上程・報告する仕組みとしている。各種委員会は、全教員（教授・准教授・講師・助教・助手）で構成されている。

・スタッフミーティング

教授会の審議事項や報告事項は、教授会出席の各領域長が所属教員に報告する仕組みとなっているが、特に全教職員に周知すべき事項や共有すべき事項等の周知のため、教授会と同日にスタッフミーティングを開催している。

3. 予算編成及び予算執行を適切に行なっているか。

評価の視点
○予算執行プロセスの明確性・透明性 <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの設定

- ・予算の基本方針については、理事会が決定し、それに基づき理事長は予算大綱を経理責任者に指示を行っている。学長は毎年事業計画を定め、これに基づき毎年度の予算書を作成し、予算責任者（事務局長）と協議のうえ予算原案を作成し、理事長は予算原案を理事会の審議を経て決定する。
- ・予算執行については、学校法人会計基準に基づき、すべて法人本部が統括し、明確性、透明性を確保している。
- ・予算管理については、私立学校振興助成法に基づく公認会計士監査及び法人本部に監査室を設け内部監査を行い、内部統制を確保している。
- ・予算執行に伴う効果の分析・検証については、大学における運営委員会を中心に、自己点検評価委員会及び各種委員会においてPDCAサイクルを実施中である。

4. 法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点
1. 大学運営に関わる適切な組織と人員配置 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の採用・昇格等に関する諸規定の整備とその適切な運用状況 ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働） ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

- ・看護大学事務部として、福岡女学院規則（資料9-1-12）81条に規定される事務部を設置している。また、業務内容は、2010年度に制定された事務分掌規程（資料9-1-13）第4章に則って業務を行っている。
- ・職員の任用は、女学院事務職員及び技術職員の任用基準で定められている。なお、それぞれの職位から上位の職位への昇任基準、試験が設定されている。

5. 大学運営を適切かつ効果的に行なうために、事務職員及び教員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点
○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施
・法人本部に福岡女学院人材育成プログラム3カ年計画（2016-2018）を策定し、事務職員 の全体研修、職位別研修、職能別研修、目的別研修を実施、マネジメント、スキルアップを目指している。
・また看護大学では、FD研修を毎年計画し、授業能力向上だけに限らず教員のスキルアップのための研修を実施している。

6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行なっているか。

評価の視点
○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
○監査プロセスの適切性
○点検・評価結果に基づく改善・向上
・理事会において、毎年、事業計画及び事業報告の行い、審議、承認を得ている。また、理事会には監事も出席しており、事業計画等の適切性を外部委員の視点から検証が行われている。

【長所・特色】

- ・運営会議と教授会を別体制にすることで、教学部門の問題、人事・財務の問題を個々に審議できる体制は、迅速な意思決定及び事業計画の効率的な実施へと繋がっている。

【問題点】

- ・大学運営の点検評価については、自己点検評価委員会を中心にPDCAサイクルを計画しているが、これらのPDCAサイクル、特にCAを有効に実現していくためには、各種委員会ごとに定めたビジョン、ミッション、目標、実施方法等を明確に分析し、質の向上を図ることが重要である。

【全体のまとめ】

- ・本学は、大学の理念・目的の実現していくために明確な管理運営方針を定め、この方針を基に毎年、事業計画を策定し、計画的に事業を進めている。その結果、創設以来就職率100%を維持、多くの入学者を確保する等、高い評価を受けている。今後は、2016.9月に設置されたシミュレーション教育センターを積極的に活用し、特色ある看護教育、大学運営を目指していくことが重要と考えられる。

【資料一覧】

資料 1-1	福岡女学院寄附行為
資料 3-11	福岡女学院看護大学教授会規程
資料 9-1-1	2014 年度事業計画
資料 9-1-2	2015 年度事業計画
資料 9-1-3	2016 年度事業計画
資料 9-1-5	2014 年度事業報告書
資料 9-1-6	福岡女学院看護大学組織図
資料 9-1-7	福岡女学院看護大学運営会議規程
資料 9-1-8	規程集目次（福岡女学院看護大学分）
資料 9-1-9	福岡女学院看護大学学長選任規程
資料 9-1-10	学校長候補者推薦要領
資料 9-1-11	福岡女学院看護大学学部長選任規程
資料 9-1-12	福岡女学院規則
資料 9-1-13	事務分掌規程
資料 9-1-14	平成 26～28 年度財務計算書類（監査報告書含む）
資料 9-1-15	理事会名簿
資料 9-1-16	財産目録

(2) 財 務

【現状の説明】

1. 教育研究を安定して遂行するために、財政計画を適切に策定しているか

評価の視点
○大学の将来を見据えた計画等や中・長期の管理運営方針に即した中・長期財政計画の策定
○当該大学の財務関係比率に関する指標、又は目標の設定

1) 事業活動収支（消費収支）状況

2014年度より2016年度においては、毎年入学定員及び学則定員を充足し、学生生徒等納付金収入は安定して推移している。また、教育研究経費の経常収入に対する割合は、毎年増加しており2016年度は35.2%と教育への割合は増加している。新棟建設等により減価償却額が増加傾向にあるが、基本金組入前当年度収支差額は収入超過（2016年度 28,560千円）となっている。

【表 9-1-1；2014 年度消費収支計算書分析】

事 項	本 学	学 院	全国女子大	内 容	備 考
人件費比率	55.8%	65.3%	57.1%	人件費/帰属収入	低い比率が良い
人件費依存率	67.9%	86.7%	81.4%	人件費/学生生徒等納付金	低い比率が良い
教育研究経費比率	29.8%	28.1%	28.1%	教育研究経費/帰属収入	高い比率が良い
管理経費比率	5.6%	8.5%	7.4%	管理経費/帰属収入	低い比率が良い
消費収支比率	127.8%	112.7%	103.9%	消費支出/消費収入	低い比率が良い
補助金比率	12.8%	15.7%	14.0%	補助金/帰属収入	高い比率が良い

(学院・女子大平均は2014年度決算数値)

【表 9-1-2；2015 年度事業活動収支計算書分析】

事 項	本 学	学 院	全国女子大	内 容	備 考
人件費比率	52.4%	63.6%	59.1%	人件費/事業活動収入	低い比率が良い
人件費比率 (新会計基準)	53.5%	64.3%	60.4%	人件費/経常収入	低い比率が良い

人件費依存率	62.8%	85.8%	80.9%	人件費/学生生徒等納付金	低い比率が良い
教育研究経費比率	33.1%	27.7%	29.5%	教育研究経費/経常収入	高い比率が良い
管理経費比率	7.4%	7.7%	7.5%	管理経費/経常収入	低い比率が良い
基本金組入後収支比率	198.3%	115.7%	107.8%	事業活動支出/事業活動収入-基本金組入額	低い比率が良い
補助金比率	9.3%	15.2%	15.2%	補助金/事業活動収入	高い比率が良い

(学院・女子大平均は2015年度決算数値)

【表9-1-3；2016年度事業活動収支計算書分析】

事項	本学	学院	全国女子大	内容	備考
人件費比率	54.1%	61.0%		人件費/事業活動収入	低い比率が良い
人件費比率 (新会計基準)	54.4%	61.4%		人件費/経常収入	低い比率が良い
人件費依存率	64.0%	80.0%		人件費/学生生徒等納付金	低い比率が良い
教育研究経費比率	35.2%	27.5%		教育研究経費/経常収入	高い比率が良い
管理経費比率	7.5%	7.2%		管理経費/経常収入	低い比率が良い
基本金組入後収支比率	116.4%	106.1%		事業活動支出/事業活動収入-基本金組入額	低い比率が良い
補助金比率	11.0%	14.0%		補助金/事業活動収入	高い比率が良い

(学院平均は2016年度決算数値。女子大はデータなし。)

2. 教育研究を安定して遂行していくために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。

評価の視点
① 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現していくために必要な予算配分 ② 教育研究の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み ③ 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究、共同研究費等）の獲得状況、資産運用

- ・人件費比率、管理経費比率、消費支出比率は、単科大学として、全国平均と比較すると良い状況と思慮される。しかしながら、補助金比率が全国平均と比較して低い状況であり、今後、補助金の積極的な獲得を目指す必要がある。
- ・学長は、大学の理念・目的を踏まえ毎年、事業計画書、報告書を策定し、理事会の承認を得ている。この事業計画、報告に基づき必要な予算要求を行い、予算責任者（事務局長）と協議の上、予算原案を作成し、理事会の承認を得ている。
- ・外部資金獲得については、文部科学省科学研究費補助金、私立大学等改革支援事業補助金等の獲得にむけ、毎年度積極的に申請を行っている。
- ・安定的な収入による財政基盤確保のためには、第一に学生数の定員確保を図り、補助金収入の増、寄付金収入の増の検討を行っている。また、無駄のない経費支出と同時に、教職員の中期的な採用計画を立てている。

【長所・特色】

- ・外部資金の獲得を促進するために、福岡女学院活性化推進助成金制度がある。教育研究活動の推進と質の向上に資すると期待される活動を奨励し、学院全体の教育研究活動の活性化を図ることを目的とする。また、看護大学では、看護大学特別研究費に関する規程を設け、国外における研究発表、学術出版等の促進を目的として助成を行い、科学研究費補助金や外部資金獲得のための基盤作りを推進している。

【問題点】

- ・学長、運営会議で策定された中長期計画を実現していくために、中長期の財政計画の策定が必要である。
- ・教員人事については、人事採用計画（3ヵ年）を策定し、学院人事委員会で決定しているが、教育・研究の質を確保し、人件費率を見据えた採用計画を行うことが必要である。

【全体のまとめ】

- ・安定的な財政基盤作りのためには、学生の確保と外部資金の獲得が第一である。現在、看護大学は年々増加する反面、少子化傾向のなかで女学院看護大学として今後も存続していくためには、本学の特色を明確にした教育、研究を行い、本学のブランド力の向上が求められる。

【資料一覧】

9-1-5	2016 年度事業報告書
9-1-14	平成 26～28 年度財務計算書類（監査報告書含む）
9-1-16	財産目録
9-2-1	5 力年連続消費収支計算書（大学部門）
9-2-2	5 力年連続消費収支計算書（法人部門）
9-2-3	5 力年連続資金収支計算書（大学部門）
9-2-4	5 力年連続資金収支計算書（法人部門）
9-2-5	5 力年連続貸借対照表
9-2-6	2016 年度予算編成方針

